

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

育英館大学



## 目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	P. 1
II. 沿革と現況	P. 6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	P. 8
基準 1. 使命・目的等	P. 8
基準 2. 学生	P. 15
基準 3. 教育課程	P. 35
基準 4. 教員・職員	P. 48
基準 5. 経営・管理と財務	P. 54
基準 6. 内部質保証	P. 62
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	P. 66
基準 A. 地域連携及び地域貢献	P. 66
V. 法令等の遵守状況一覧	P. 71
VI. エビデンス集一覧	P. 80
エビデンス集(データ集)一覧	P. 80
エビデンス集(資料集)一覧	P. 81

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 育英館大学の建学の精神

#### (1) 大学の起源と建学の精神

育英館大学（以下「本学」という。）は、令和 4(2022)年 4 月に大学名称を「稚内北星学園大学」から変更を行った。また、大学名称変更 1 年前の令和 3 年(2021)年 4 月に、法人名を「学校法人稚内北星学園」から「学校法人北辰学堂」へ変更している。前身の稚内北星学園大学、さらにその前身の稚内北星学園短期大学から現在に至るまで一貫している建学の精神は、地域へのまなざしのもとで教育および研究活動を推進していくことである。

本学の起源は、昭和 57(1982)年 5 月に稚内市が公表した「高等教育機関の必要性と可能性」という報告書にある。報告書においては、高等教育機関設置の必要性が次のように述べられている。

現在、当市では、地域の特性を生かした都市整備を進めているが、教育、文化機能の中核としての高等教育機関を整備することは、魅力ある地域社会を形成し、地域開発を促し、安定した生活と豊かな地域社会の創造を目指す当市の発展にとって極めて重要な意味を持つものである。

宗谷圏域は、稚内市を中核とする 1 市 8 町 1 村からなり、人口約 11 万人。この地域の総合的な発展を図るため各界を網羅した宗谷総合開発期成会（会長 稚内市長 浜森辰雄）が設置されており、なかでも大学の誘致については地域の重要懸案事項として一丸となって取り組んでいる。

また、極めて近距離にあるサハリンをはじめカナダ、アラスカ、シベリアなど北方圏諸地域との産業、文化、スポーツなどの交流促進による新しい産業、新しい文化の振興を図っていく上からも、優れた人材の育成、確保が不可欠であり、身近な高等教育機関への進学機会の拡大と併せ圏域市町村全てが、当市に高等教育機関の立地を熱望している。

このように、宗谷圏域の発展を担う人材を育成する高等教育機関の設置の必要性が説かれている。また特に「進学機会の拡大」という地域の要請については、昭和 60(1985)年の「大学設置認可申請に係る説明聴取資料」において、より具体的に説明されている。

稚内市を中核とする宗谷エリア（宗谷支庁、留萌・上川支庁管内北部）には、高等教育機関が皆無であり、昭和 58(1983)年度における大学・短大への進学率は、わずかに 16.9%にすぎない。これは全国の平均進学率 29.6%、北海道の平均進学率 24.6%に比べても著しく低いことがわかる。このため稚内市に高等教育機関の設置を希望する声は日増しに高まってきている。

北海道北部地方（宗谷・留萌・上川支庁管内）における大学・短大の設置状況及びその収容力について見ると、この地域においては、人口約 80 万人を擁し、高等学校卒業生年約 1 万人を輩出する地域でありながら、全道に比べ設置されている大学・短大は少なく、収容力は極めて狭小であり、短大にあつては英文学系、経済・

商業系の分野は皆無である。

以上のように、本学は「地域の教育・文化の中核として人材を育成してほしい」「地域の大学進学率を上げてほしい」という熱い思いを背景に、用地・校舎・施設等、大学設置にかかわる費用は稚内市及び地元企業が負担するという、北海道で最初の公設民営大学「稚内北星学園短期大学」として設立された。開学後も、「稚内北星学園短期大学振興協議会」は稚内市長を会長としながら、市議会、金融機関、農業・水産業・設業等の産業界、高校 PTA などの教育界から 25 人が理事として人を連れ、加えて宗谷圏域の自治体首長など 19 人が顧問として参画した。

以上のような経緯を経たからこそ、本学は法人名・大学名を改称後も「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德」「格物致知」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする。」(学則第 1 条)を理念とし、「地域社会」という文言を入れている。本学にとっての地域社会とは、単にキャンパスが設置されている場所というだけではなく、人々の熱い期待のもとでの教育・研究の実践の場であり、情報メディア学の教育・研究の対象そのものでもある。本学における教育・研究活動を地域社会と有機的に結合させていくことが本学の使命であり、そのことは稚内と京都の二つのキャンパスを有する現在でも変わらない。

## (2) 大学の展開過程

旧法人の稚内北星学園は昭和 62(1987)年、英文学科と経営情報学科の 2 学科からなる稚内北星学園短期大学を開設した。

平成 12(2000)年、稚内北星学園短期大学を四年制大学に改組転換した「稚内北星学園大学」を設立した。「メディアと社会」「メディアと表現」「メディアとソフトウェア」の 3 つを柱とする情報メディア学部・情報メディア学科を設置した。建学の精神は堅持しつつも、時代に即応した新たな大学として掲げられた目的は、メディアをめぐる社会的な問題に深い見識を持ち、多様なメディアにおいて明確に自己を表現することができ、ネットワーク上のメディア・テクノロジーに習熟した総合的な力を持つ人材を育成することであった。

平成 16(2004)年には、東京都内に東京サテライト校を開設した。東京サテライト校は 3 年次編入学生を受け入れ、最新の ICT を学びたい情報技術者を主な対象とした。当初は、本学が短大時代から一般市民向けに開催していた ICT 系講座「サマースクール」の受講者を含めた多くの在籍者を確保できたが、首都圏に類似コンセプトの大学院ができたことや、インターネットによる学習が一般化したこともあり、学生確保が困難になったため、平成 24(2012)年に募集を停止した。

平成 21(2009)年には、「地域に貢献する人材の育成」という建学の精神を大学全体として充実・徹底化しようとする意図のもとに、情報メディア学部地域創造学科を新設した。地域創造学科は、地域が抱える諸課題の解決や地域経済の活性化を支えることができる人材の育成を目標に、稚内・宗谷をフィールドにした地域情報を発信し、街で実践的に学ぶ機会を多く提供するカリキュラムを展開してきた。こうしたカリキュラムは、ICT など情

報技術が地域づくりにおいても重要な要素となってきたため、学内の議論を経て、地域創造学科の募集を平成 26(2014)年度に停止し、現在の 1 学部 1 学科体制に戻した。

また、地域創造学科の開設と同時に、地域の社会人に学修の機会を提供する「夜間主クラス」を設置し、就業や日常生活との両立を図りながら学べるよう長期履修生制度も利用できることとした。社会人学生確保のために、企業と連携し、学費は企業が負担するといった社員受け入れ等の施策を講じた。

平成 26(2014)年度「地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)」に選定されたことにより、地域志向科目ないし地域課題に実践的に取り組む科目の豊富化が進むとともに、地域の行政、団体、企業などとの連携が確実に深まっていた。学生は課外を含めた活動で〈まちを教室に〉しながら、地域の人々と触れ合い支えられて成長する機会を活かしながら学ぶことを行った。

地域創造学科の廃止後、情報メディア学科には、学生が本学卒業後の就職・進学などの出口イメージとコースの内容を明確に対応づけやすくすることを目指し、5 コース(情報テクノロジーコース・地域デザインコース・メディア表現コース・ビジネス観光コース・数学教育コース)を設置した。各コースが独自に創意工夫のうえ教育課程の策定にあたるようになり、学内の活力が増した。一方で、学内では、学生の科目選択に柔軟性がなくなり学生に不利益が生じるといった問題が発生した。また、学外での広報・学生募集活動においては、教育目標が分散することで、どのようなことを学べる大学なのか、かえってわかりにくくなっているという外部からの評価があった。そのため、平成 31(令和元)年度新入学生カリキュラムから、「1 学科 5 コース制」の代わりに 4 系(数理情報系・社会情報系・メディア表現系・図書館情報系)を設置するカリキュラム改革を行った。この改革は、先の「1 学科 5 コース制」で生じた問題の解決を目指したものである。新しい教育課程では、学生が情報メディア社会と地域社会を深く理解するとともに、情報メディアを実践的に活用できる能力を獲得し、そのことによって社会に新しい価値を生み出せるようなカリキュラムを提供する。情報メディアに関連する、普遍的な技術と社会について深く学ぶとともに、雄大な大自然をもつ道北宗谷地域で情報メディアを積極的に活用した実践的な学習を重視する。なお、令和 3(2021)年からは図書館情報学系を廃止することで 4 系が 3 系となり、現在に至っている。

令和元(2019)年に入学人数減少に伴い大学の存続が危ぶまれたが、令和 2(2020)年に「学校法人育英館」の協力を得て新体制を構築するべく理事長が交代した。令和 3(2021)年に法人名を現在の「学校法人北辰学堂」に変更し、令和 4(2022)年に大学名を「育英館大学」に変更した。その際に、本学の特徴がより伝わるように「デジタルで未来をつかむ大学」をキャッチコピーとして現行カリキュラムを構成した。また、令和 3(2021)年に京都市伏見区に京都サテライト校を設置し、日本人学生とともに留学生を積極的に受け入れることにより、地域社会と同時に国際社会に関心を持ち、他者と協働しながら社会で活躍する意欲のある人材育成を行っている。令和 5(2023)年度からは留学生別科を開設し、日本語教育を実施している。京都サテライト校は、令和 6(2024)年 4 月から「京都キャンパス」に名称変更した。

## 2. 育英館大学の使命・目的

### (1) 情報社会を切り拓く人材の育成

今日、あらゆる電化製品に IC チップが埋め込まれ、PC・スマートフォン・ゲーム機などの形でインターネットの端末が普及し、ネットの向こう側では「ビッグデータ」と呼ばれる莫大な個人情報や蓄積・利用されている。行政・金融・流通などをはじめとする社会全体のシステムも、日常生活の一コマ一コマも、ICT 抜きでは成立しなくなっていると言ってよい。さらにこれら ICT をより効率的にあつかうための AI の活用力もこれからの時代に必須の能力といえる。

そうした状況の中で、主体的に活躍できる総合的・創造的な力を身につけることを本学の教育の使命・目的としている。ICT に強い社会人基礎力を鍛えるカリキュラムと学習支援によって、「情報メディアの技術的および社会的な変化に対応し得る基盤となる知識とスキル」(情報メディア基礎力(ディプロマ・ポリシーより))を身につけた人材を育成するとともに、進路に応じた実践的なカリキュラムによって「情報メディアの開発とその多面的な活用ができる能力」(専門能力(同上))を涵養し、職業人として活躍できる高度な人材を育成する。

### (2) 地域に貢献する人材の育成

現在多くの地方都市は高齢化、人口減少、地場産業の縮小、交通インフラの縮減などさまざまな困難を抱えている。全国であれば「首都圏とその他」、地方であれば「大都市圏とその他」という対比において格差は広がり、“自治体消滅”ということまで人々の口の端に上ることもある。当然のことながら、本学がキャンパスをもつ稚内・宗谷と京都・関西圏においてもその例外ではない。

建学の精神に則り、地域社会を深く理解するとともに、地域社会で必要とされるスキルや論理的能力、人や組織と連携する人間力を育成し、ひいては地域の振興に資することも、本学の教育の使命・目的である。「地域の課題を意識し、仕事や社会生活において主体的かつ協調的にその解決に取り組む能力(地域貢献力(ディプロマ・ポリシーより))」を育成する。

## 3. 育英館大学の個性・特色

### (1) ICT に強い社会人基礎力の養成

社会人基礎力の一つとして、「育英館大学で学べば、一通りの情報関連の知識や情報機器の操作スキルは得られ、効果的な情報発信の工夫や情報社会への社会科学的な理解も身につく」ことを実現するため、「情報メディア基礎科目」では、本学の情報メディア学部としての特色をなすカリキュラムを提供し、その後の学生による専門選択につなげている。特に、令和 5(2023)年度より「情報メディア社会で重要な事柄である、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な素養や知識を身につけ、実社会でこれら知識を活かして活躍できる人材を目指すための教育プログラム」を目的とした「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を開始し、令和 6(2024)年 5 月に文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育(MDASH)プログラム認定制度(リテラシーレベルおよび応用基礎レベル)」に

申請した。また、令和 5(2023)年には先端半導体の国産化を目指す「Rapidus」が北海道で建設されるのを契機に発足した「北海道半導体人材育成等推進協議会」の構成機関となり、情報技術の活用ができる卒業生の進路選択を広く提供できるようにした。

また幅広い教養も、社会人基礎力として欠かすことができない。またすべての基本は言葉の運用能力にあるとも言えることから、日本語の正しい使い方やコミュニケーション能力・プレゼンテーション能力についてもしっかりと学ぶ。

## (2) 関心と進路に応じた専門力の養成

本学は専門をより早く実践できるようにゼミ配属を2年次からとしている。それまでに一人ひとりの関心と進路イメージを明確化できるようカリキュラムを組み上げるとともに、手厚い個別指導を行うことによって、一人ひとりの進路選択を支援している。自分は何が好きなのか、何が得意なのか、将来何を仕事にしたいのかを見極め、専門職業人としての高度な知識とスキルの獲得を展望しながら学ぶことができる。

情報系ゼミは技術者・エンジニア養成、社会情報系ゼミはICTを活用したまちづくりを実践できる人材の育成、メディア表現系ゼミはデジタルコンテンツ制作の専門的能力の育成、教職系ゼミはICTを身につけた中学校・高等学校の教員(数学・情報)養成を教育目標としている。

## (3) 地域連携の中での実践学習

建学の精神に則って30年以上にわたって培い、特にCOC事業の実施に伴って深化してきた地域志向の授業実践と地域との人的・組織的ネットワークを生かして、全学的に地域と連携した活動を強めている。教員と学生が力を合わせて地域に課題を発見し、地域に学び、地域と協働することによって問題解決能力やチーム力を身につけている。

地元の子どもたちへの学習支援、地域情報の映像発信、地域課題解決のためのソフトウェア制作、「わっかないコーヒーフェスティバル」などのイベントの企画・運営など、授業や授業外の取り組みに参加した学生は大きな力を発揮し、自信を深めてきた。今後さらに多彩に実践的な学習を展開していく。

## (4) 小規模であることを生かした面倒見のよさとチームワーク

小規模であるがゆえに、本学の学生と教職員は、全員が、互いに“知り合い”の関係になっている。このことによって、学生同士が学業や課外活動に声をかけ合い、励まし合いながら参加する機会が多くなっており、また教員と学生の距離がとても近く、一人ひとりの学生に対して非常に丁寧な学習支援や生活支援、キャリア支援を行うことが可能となっている。

また少人数教育は、個々人のスキルを向上させるために効率的であるということよりも、それがチームワークを鍛え、より多様な関係に視野と行動を開かせる実践の場となるというところに大きな意味を持つ。少人数のチームの中で培われた信頼関係と自己肯定感は、広く社会と関わっていくための、自立する力を養っていく。



## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 62(1987)年 4月	稚内北星学園短期大学に英文学科・経営情報学科を設置
平成 3(1991)年 4月	英文学科に英語英文コースに加えて英語情報コースを設置
平成 4(1992)年 4月	経営情報学科に専攻科を設置
平成 12(2000)年 4月	稚内北星学園大学(情報メディア学部)に改組転換 稚内北星学園短期大学の募集を停止
平成 16(2004)年 4月	東京サテライト校を開設
平成 18(2006)年 4月	東京サテライト校に留学生別科を設置
平成 21(2009)年 4月	情報メディア学部に地域創造学科を設置 大学に社会教育主事課程を設置 大学に夜間主クラスを設置
平成 22(2010)年 4月	大学に図書館情報学課程を設置
平成 24(2012)年 4月	東京サテライト校募集停止
平成 26(2014)年 8月	文部科学省「地(知)の拠点整備事業」への採択決定
平成 27(2015)年 4月	地域創造学科学学生募集停止
平成 31(2019)年 4月	稚内北星学園大学情報メディア学部地域創造学科廃止
令和 元(2019)年 4月	社会教育主事課程の廃止
令和 3(2021)年 4月	学校法人の名称を「学校法人北辰学堂」に改称
令和 3(2021)年 4月	京都市伏見区に京都サテライト校を設置
令和 3(2021)年 4月	京都サテライト校に留学生別科を設置
令和 4(2022)年 4月	大学の名称を「育英館大学」に改称
令和 6(2024)年 4月	図書館情報学課程の廃止
令和 6(2024)年 4月	「京都サテライト校」を「京都キャンパス」に改称

### 2. 本学の現況

#### ・大学名

育英館大学

#### ・所在地

稚内本校：〒097-0013 北海道稚内市若葉台1丁目2290番地28

京都キャンパス：〒612-0822 京都府京都市伏見区深草鞍ヶ谷45-5

#### ・学部構成

情報メディア学部 情報メディア学科

・学生数、教員数、職員数

【在籍学生数】（令和6年5月1日現在）

◆学 部 生

情報メディア学部 情報メディア学科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	在籍学生 総数	在籍学生数内訳			
					1年次	2年次	3年次	4年次
稚内本校	50	-	200	52 (4)	11 (2)	13 (0)	12 (0)	16 (2)
京都キャンパス				110 (59)	29 (21)	39 (15)	25 (10)	17 (13)
合 計	50	-	200	162 (63)	40 (23)	52 (15)	37 (10)	33 (15)

( )内の数字は留学生数(内数)

◆留学生別科

入学定員	コース区分	在籍者数
80	1年コース	47
	1年9月コース	25
	合計	72

【教員数】（令和6年5月1日現在）

情報メディア学部 情報メディア学科	専任教員数					非常勤 教員数
	教授	准教授	講師	助教	合計	
	11	1	5	2	19	19
別 科					1	
合 計					20	

【職員数】（令和6年5月1日現在）

	専任職員	パート職員	合 計
稚内本校	7	5	12
京都キャンパス	4	3	7
	11	8	19

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德」「格物致知」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする」という、学則に謳われた建学の精神を踏まえ、本学の基本的使命・目的を具体的に述べたものとして、次のような 3 つのポリシーを掲げている。

###### 【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】

#### 1. ディプロマ・ポリシー

育英館大学情報メディア学部は、所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に、学士の学位を授与する。本学部の教育によって、以下を身につけることができる。

- ・情報メディア基礎力：情報メディアの技術的および社会的な変化に対応し得る基盤となる知識とスキル
- ・専門能力：情報メディアの開発とその多面的な活用ができる能力
- ・地域貢献力：地域の課題を意識し、仕事や社会生活において主体的かつ協動的にその解決に取り組む能力

#### 2. カリキュラム・ポリシー

育英館大学情報メディア学部の教育課程は「教養・情報メディア基礎科目」群と「専門科目」群から構成される。学生が卒業するためには、「教養・情報メディア基礎科目」から 40 単位以上、専門科目から 50 単位以上、合計で 124 単位以上の単位取得が必要になる。

「教養・情報メディア基礎科目」群では、高等学校教育からの連続性に留意した導入教育を実施する。幅広い教養とともに地域課題への問題意識の獲得を目的とし、情報メディア基礎力の涵養を図る。

「専門科目」群は、「数理情報系」「社会情報系」「メディア表現系」の 3 系に分かれたコース専門科目群から構成される。情報メディアの活用とその多面的な活用を目指したそれぞれの分野における専門能力を涵養する。

学生が大学での学びに円滑に対応し自らの関心に応じたキャリア形成を行えるように、全学年で担任制を実施し、学生自身の学習計画策定および達成への支援を行う。

本学の教育課程全体において、アクティブ・ラーニングによる授業展開を重視し、「まちを教室」にした実践的な学習機会を数多く設けることで、地域貢献力を涵養する。さらに、支えあいながら学習し実践することで協働力を涵養する。

### 3. アドミッション・ポリシー

育英館大学は、「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德(めいとく)」「格物致知(かくぶつちち)」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする。」(学則第1条)を理念としています。

この理念をもとに、グローバルな情報化の流れに即応できる実践力と地域文化の発展に寄与する高度な学術知識を備えた人材を育成することを目指し教育・研究活動を行っています。また、地域社会の持続可能な発展を担い、地域の中核となる広く市民に開かれた大学を目指します。そのために、育英館大学は次のような学生を求めています。

- ・情報メディアの開発とその多面的な活用に対して広い視野から関心を持ち、それらを用いて積極的に具体的な課題解決を図ろうとする人。
- ・地域社会と同時に国際社会に関心を持ち、他者と協働しながら社会で活躍する意欲のある人。

(※科目ごと、選抜方式ごとに求める能力に関する記述は省略)

## 1-1-② 簡潔な文章化

本学ホームページに、「基本理念・建学の精神」として、設立の経緯及び建学の精神を紹介した後に次のように記し、本学の使命・目的を簡潔に示している。

育英館大学は、稚内市民や、道北地方に住む人たちの「道北宗谷地域に高等教育機関を」という願いのもと1987年に稚内北星学園短期大学として設立され、2000年に情報メディア学部を全国で初めて設置し、4年制大学へと移行しました。そして短期大学、4年制大学開設の際には稚内市と地域に住む方々に多大な支援をいただきました。

育英館大学ではこのような設立の経緯を踏まえ、「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德(めいとく)」※1「格物致知(かくぶつちち)」※2の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする。」(学則第1条)を理念としています。

この理念をもとに、グローバルな情報化の流れに即応できる実践力と地域文化の発展に寄与する高度な学術知識を備えた人材を育成することを目指し教育・研究活動を行っています。また、地域社会の持続可能な発展を担い、地域の中核となる広く市民に開かれた大学を目指します。

※1 正しく公明な徳

※2 物事の道理や本質を深く追求し、理解して知識や学問を深める。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性と特色は3つのポリシーの中で簡潔にまとめ明示している。

第一に、ICTに強い社会人基礎力の養成である。情報技術を活用する能力を重視し、学生が現代の情報化社会で活躍できるよう教育プログラムを整えている。

第二に、関心と進路に応じた専門力の養成である。学生の興味や将来のキャリアに応じた専門的な知識と技術を身につけるカリキュラムを提供している。

第三に、地域連携の中での実践学習である。地域社会との協力を通じて実践的な学びを提供し、学生が地域の課題解決に貢献できるようにしている。これにより、地域に根ざした学習と社会貢献を促進している。

これらは小規模であることを生かした面倒見の良さとチームワークで実現されている。教員と学生の距離が近いという少人数制の教育環境を活かして、きめ細やかな指導とサポートを行っている。

さらに、本学は留学生も積極的に受け入れ、地域社会および国際社会に関心を持ち、他者と協働しながら社会で活躍する意欲のある人材を育成している。

### 1-1-④ 変化への対応

四年制大学として開学し、情報メディア学部を立ち上げた平成12(2000)年には、「情報化＝ネットワーク化がもたらす社会・経済環境の変化に対応すべく」設立され、社会的問題への理解やメディアにおける表現力を強調しつつも教育・研究の中心は情報テクノロジーに置かれ、IT教育における「最先端」を誇った。しかしその反面、地域貢献の面では弱さを抱えており、輩出する人材の就職先は大都市圏中心であった。

平成21(2009)年には「魅力ある地域づくりを企画・立案できるマネジメント能力の育成を目指す」地域創造学科の設立及びカリキュラム全体の地域志向化を実現した。

学生募集上の問題から平成27(2015)年度に情報メディア学科の1学科に再統合すると同時に出口イメージに対応させた5コース制を開始したが、「地域に貢献する人材の育成」を強く意識した教育・研究・社会貢献は維持した。この地域を意識したカリキュラム方針が平成26(2014)年度「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」への選定につながる結果となった。COC事業は全学的な取り組みとなって、教職員・学生が多彩な活動を繰り広げ、とりわけ地域課題に学生が主体的に関わって成長するという面では大きな成果を上げた。地域における本学の存在感も高まり、大学の活動への期待が高まると同時に、学生及び大学がさまざまな形での支援を受けながら事業を進めることができている。

しかし「コンピュータの大学」というイメージと「地域での活躍」という実績が統一的な理解を得られにくく、学生募集上の難点にもなっていたと考えられた。そこで大学としてのアイデンティティを改めて明確化するために、全学的な議論によって3つのポリシーの再構築に取り組み、平成28(2016)年7月に改定したディプロマ・ポリシーを箇条書きの簡潔な形でまとめ上げ、それを実現するカリキュラム・ポリシーを策定し、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして提示した。

令和元(2019)年度からはさらに「情報メディア」を軸に本学の特色を明示できるようコンセプトの整理を行い、コース制を廃止して履修科目の柔軟性を持たせつつ出口イメージへの対応はゼミを中心とすることとした。また、令和5(2023)年度からはAIやデータ

サイエンスの広がりを受けて教育プログラムの策定や、半導体人材育成に関する協議会への参加など、変化の激しい情報分野においても絶えず新しいことを教授できるよう努めている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-1-1】 育英館大学 学則

【資料 1-1-2】 3つのポリシー一覧 <https://www.ikueikan.ac.jp/introduction/philosophy/>

【資料 1-1-3】 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度  
(リテラシーレベル)令和6年度申請書

【資料 1-1-4】 北海道半導体人材育成等推進協議会構成機関一覧

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、「ディプロマ・ポリシー」にある「情報メディア基礎力、専門能力、地域貢献力」の育成を使命・目的としているが、その具体的な内容については時代に即応したカリキュラムによって実現している。使命・目的を表現する際に、本学の教育・研究・社会貢献の実態をよりイメージしやすいよう改善を加えていく必要がある。

新学科や新学部を構想することは現段階で現実的ではないが、「地域に貢献する人材の育成」を建学の精神としている以上、「地域のニーズ」は何かということに敏感でなければならない。またその際には地域の人材の協力を得ることも含めて取り組み、地域との連携を広げ、深めながらそこからさらに新しいニーズとシーズのマッチングが構想されるという正のスパイラルを生み出していく必要がある。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的については、大学学則などに明記されており、学則及び規程の制定・改廃は、教授会において審議する。また、全教職員を構成員とする全体会議を適宜行い、全学的な重要問題への相互理解を図っている。

学則をはじめとする基本的な規程の改正及び中期目標等は理事会に諮られ、承認を得ることとなっており、役員との理解と支持を得ている。

学則をはじめ規程の制定、改廃の内容は、電子化されて適宜更新され全教職員に周知している。

以上により、本学の使命・目的及び教育目的は周知され、役員及び教職員に理解され、支持されていると評価できる。

### 1-2-② 学内外への周知

建学の精神は学則第1条に明記するとともに、入学式や学位授与式などでの式辞で学長が言及している。また学長が地元の新聞・雑誌等に年頭の挨拶などを寄稿する際にも言及を怠らない。大学案内や大学ホームページへの掲載、学内的には校舎内への掲示や「学園生活ハンドブック」などに掲載し、周知を図っている。特に新入生には初年次教育として、新入生ガイダンス及び初年次導入教育の中で本学の設立経緯などと併せて紹介している。

地域貢献の面では、地域企業・団体・自治体等からの受託事業や公開講座の実施、小中高等学校への体験授業の実施や高等学校への講師派遣を行っている。また、教員は自治体などの各種委員も多く委嘱されている。本学の活動、学生の活躍については本学ホームページのほか、地元紙である「稚内プレス」「日刊宗谷」「北海道新聞」を中心に頻繁に報道されており、本学の教育目的がどのように具体化されているかは広く報じられている。

【資料 1-2-1】

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、文部科学省指導のもと、令和元(2019)年度から5か年計画として、令和5(2023)年度までの教学及び財務計画表と一体となった経営改善計画を策定しており、その中で、実施計画およびその自己評価や改善策に則り大学運営を行ってきた。令和6(2024)年度においても新5か年の経営改善計画を策定する。また、教学面において引き続きアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの設定に基づいた施策を行っていく。【資料 1-2-2】

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

令和2(2020)年度の学則第1条変更や令和4(2022)年の大学名称変更に伴い、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改定し、それに基づいたカリキュラムの改善を適宜行っている。現在カリキュラム構成は、科目群を「教養・情報メディア基礎科目」(人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学系、健康とスポーツ系、キャリアデザイン系、情報・メディア系)と「専門科目」(数理情報系、社会情報系、メディア表現系、総合系、教職課程)とし、学生の興味・関心に応じた学びが柔軟に選択できるようになっている。【資料 1-2-3】

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を実現するための教育研究組織として、情報メディア学部、情報メディア学科、国際交流センター、留学生別科、宗谷地域研究所、図書館を置いている。

また、学長のリーダーシップによる大学運営のもと、副学長、各部門には学部長、学科

長、センター長等を配置するとともに、教育目的に沿ったカリキュラムが設定できるようカリキュラム編成会議を設置し、本学の個性・特色が発揮できるようなカリキュラムになるよう改訂について随時検討している。【資料 1-2-4】

### (3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

学外、地域に対する本学の使命・目的及び教育目的の周知については、学生の活躍などが報じられることを通じてかつてよりも広がっていることは事実であるが、いまだ十分であるとは言えない。より分かりやすい表現法で、かつより多様な回路で広報に努め、学生募集の成果に結びつけていかなければならない。

行政組織との包括連携協定を稚内市、豊富町、猿払村、宗谷総合振興局、稚内開発建設部と締結しており、人材の交流や事業実施における連携も進んでおり、このことを通じて日常的な相互理解と協働関係が築かれていくという経験がある。本学の使命・目的と地域ニーズとのマッチングをさらに実現していくために、そうした連携を継続するとともに、他の組織との協定締結にも積極的に取り組む。【資料 1-2-5】

#### 【エビデンス集 資料編】

- 【資料 1-2-1】 本学の活動掲載報道一覧
- 【資料 1-2-2】 令和 5 年度 育英館大学事業報告書
- 【資料 1-2-3】 カリキュラムフロー図
- 【資料 1-2-4】 育英館大学 組織機構図
- 【資料 1-2-5】 包括連携協定先一覧

#### 【基準 1 の自己評価】

稚内市だけで 761.42 km<sup>2</sup>あり、東京 23 区を合わせた面積(621 km<sup>2</sup>)よりも広い。稚内市に 9 つの町村を合わせた宗谷総合振興局管内は 4,625.70 km<sup>2</sup>に達し、京都府とほぼ同じ規模であるから、都府県と並べると 30 位程度の広さである。また本学から最も近い高等教育機関は上川総合振興局管内の名寄市立大学であるが、直線距離で 120 km 以上あり、東京駅からの距離で言えば富士宮や甲府や日光よりも遠く、鉄道でも自動車でも 3 時間を要する。この地に唯一の高等教育機関として存在する本学は、単に高等教育を必要とする人々の受け皿となるだけでなく、地域の抱える課題に取り組み、地域に貢献する人材の育成を担うべく設立された。

本学は、現代の社会状況の中で必要とされる「情報メディア」に対する能力の育成に教育目的を焦点化し、時代の変化に対応しつつその内容を改善してきた。また地域課題への取り組みについても、とりわけ COC 事業を契機とした学生の学習活動に結び付けることに成功している。令和 3(2021)年に京都市伏見区に京都サテライト校(現・京都キャンパス)と留学生別科を設置した。京都でも稚内本校と同様に情報メディアに対する能力の育成に取り組むとともに、京都および関西圏における地域課題への取り組みをすすめている。また、日本人学生とともに留学生を積極的に受け入れることにより、地域社会と同時に国際社会に関心を持ち、他者と協働しながら社会で活躍する意欲のある人材育成を行っている。



こうした実績をより学生募集につなげられるよう、さらに使命・目的や個性・特色を説得的に示して行けるよう工夫し、また地域との連携の中で信頼関係を育んでいかなければならない。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学は、「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德」「格物致知」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする」(学則第1条)という理念のもと、グローバルな情報化の流れに即応できる実践力と地域文化の発展に寄与する高度な学術知識を備えた人材を育成することを目指し教育・研究活動を行っている。この理念、教育目標に則した、アドミSSION・ポリシーを定め、大学ホームページに明記するとともに、教職員による各高等学校への訪問、オープンキャンパス等の機会を利用し、受験生や保護者、高等学校の教員への周知を図っている。

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学全体のアドミSSION・ポリシーに加え、各選抜試験において求める学生像を示し、より分かりやすくアドミSSION・ポリシーを明確化し、選抜実施要項に明記している。【資料 2-1-1】

各選抜試験区分のアドミSSION・ポリシーは次の通りである。

- ・総合型選抜 (A0) は、本学の教育目標を理解し、課題の発見と解決の意欲があり、思考力・判断力・表現力が高く学習意欲を持った人物を選抜する。
- ・総合型選抜 (自己推薦) は、本学の教育目標を理解し、学力・人物ともに秀で、思考力・判断力・表現力が高く学習意欲を持った人物を選抜する。
- ・学校推薦型選抜 (指定校・公募制) は、高等学校からの推薦に基づき、本学の教育目標を理解し、成績・人物ともに優秀で意欲を持った人物を選抜する。
- ・一般選抜は、本学独自の入学者選抜試験によって、大学教育を受けるにふさわしい学力を持つ人物を選抜する。
- ・一般選抜 (大学入学共通テスト利用選抜) は、大学入学共通テストによって、大学教育を受けるにふさわしい学力を持つ人物を選抜する。
- ・専門学科・総合学科卒業生選抜は、高等学校での専門教育を主とする学科、または総合学科での学びを踏まえ、本学での専門的な学びに意欲のある人物を選抜する。
- ・一般選抜 (社会人) は、社会人としての経験を活かしながら、本学の教育目標を理解し、高い意欲で学習に取り組める人物を選抜する。

- ・編入学選抜（2年次・3年次）は、高等教育初等レベルの思考力を活かしながら、本学の教育目標を理解し、高い意欲で学習に取り組める人物を選抜する。
- ・留学生選抜は、本学の教育目標を理解し、日本語能力と情報メディア学を学ぼうとする意欲・資質・適性等が高く学習意欲を持った人物を選抜する。

年間の入学試験実施計画の策定は、教員と職員から選任されるアドミッションオフィサーが原案を作成して入試部委員会にて承認を受ける。実施は、学部教員と入試部委員会によって行われる。出題及び採点等に必要な教員は入試部委員会が選任し、入試問題の作成および管理・点検をしている。

入学後は、毎学期の終了時に全学生の履修単位数、取得単位数、GPA等の学修に関する情報に加え選抜区分も記載し、学科会議において確認・検証を行っている。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学者の推移は下記【表 2-1】のとおりである。

【表 2-1】

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの入学定員, 志願者, 合格者, 入学者, 充足率

	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度
入学定員	50	50	50	50	50
志願者	20	40	53	56	59
志願者倍率	0.4	0.8	1.06	1.12	1.18
合格者	20	38	53	54	46
入学者	16	31	47	37	37
収容定員充足率	55.5%	62.5%	72.5%	68.5%	81.0%

過去 5 年、収容定員充足率は 55.5%～81%であり、定員割れの状態が続いている。

平成 26(2014)年度より入学定員を 50 人に削減してからは、入学志願者数は若干改善傾向にあったが令和 2(2020)年度に大きく減少した。これは令和元(2019)年 12 月まで大学の存続が決定していなかったため、十分な学生募集活動ができなかったことや大学廃止という誤報が影響したものである。

令和 3(2021)年度は、大学廃止という誤報による負のイメージやコロナ禍の最中での学生募集活動であったことから目標とした入学者数は達成できなかったが、京都にサテライト校（現キャンパス）を設けたことにより入学者数を増やすことができた。

令和 4(2022)年度以降の入学者数は 47 人、37 人、37 人と定員に達していないものの、志願者倍率は 1.06、1.12、1.18 と 1.0 を上回り増加している。

### (3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に即しつつ日常的な点検を行うとともに、定期的に達成状況を評価し改善に結びつけることにより、恒常的な教育の質保証と改善を行うための共通の考え方やデータ・指標、具体的なアセスメントの実施方法などの方針を教育の内部質保証として実施するため、アセスメントプランとして定めている。今後も、アセスメントプランに即した点検・評価、検証に基づきアドミッション・ポリシーの内容や周知方法のさらなる改善を検討する。【資料 2-1-2】

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

(2)(事実の説明及び自己評価)で記述した現行の取組みを継続しながら、入学試験に関しては入試部委員会、選抜区分を考慮した入学後の学修状況の確認・検証に関しては学科会議、それぞれを中心に改善についても議論する。

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

志願者数が増加している近年の傾向から、このまま推移すれば今後数年で収容定員充足率の改善が見込まれる。

志願者数の更なる増加のため、次のような方策を実施・予定している。

高等学校の生徒に広く本学を知ってもらうための広報活動としては、SNS の利用を活発化させている。主にオープンキャンパスやプライベートオープンキャンパスの参加対象となる高等学校の生徒向けに Facebook や Instagram を用いた広報活動を展開した。また、YouTube では学校全体の認知拡大を目指して宣伝を展開した。結果として大学公式ホームページへ誘導できた回数は YouTube 540 回、Instagram 3,812 回となり、認知拡大に関して一定の効果が得られている。資料請求へつなげるため、更に効果を高められるように協議を継続している。

稚内本校では、進学相談会への参加に加え、主に資料請求のあった生徒が在学している高等学校を中心に訪問した。また、本学教員による出前講座（現地あるいはオンライン）を案内した。令和 5(2023)年度道内では 3 校(稚内大谷高等学校、北海道南富良野高等学校、北星余市高等学校)から依頼があり実施した。令和 6(2024)年度については 6 校以上の高等学校から依頼がきており、講義を通し大学を知ってもらうことで入学者の増加につなげていくことができると考えている。

北海道稚内高等学校、稚内大谷高等学校、北海道南富良野高等学校との学校間で連携協定を締結している。主な取り組みとしてオンラインを使用した講義の開講や各高等学校の生徒が稚内本校へ来学しオープンキャンパスを実施したり、カーリング部同士の交流を行ったりした。今後もこうした体験講義の機会を多く設け、各高等学校の生徒に対して本学の魅力を高めていく。

京都キャンパスでは、これまで積極的に募集してきた通信制の高等学校の生徒に加え、商業科・工業科・総合学科といった学科を持つ高等学校へのアプローチを続けている。現在は、京都廣学館高等学校、ルネサンス大阪高等学校、明德義塾中学・高等学校との学校

間で連携協定を締結している。主な取り組みとして協定校の1年次から3年次までを通じて本学での学修を進めていくしくみを構築中であり、令和6(2024)年度から実施していく。【資料2-1-3】

【エビデンス集 資料編】

【資料2-1-1】 選抜実施要項2025

【資料2-1-2】 アセスメントプラン

【資料2-1-3】 高等学校との包括連携協定書

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1)2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

#### (2)2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 1. 学修支援および授業支援に関する組織

学生の学修支援および授業支援に関する組織として、本学では「カリキュラム編成会議」を設置している。

本会議は、情報メディア学部長が議長を務め、副学長(稚内本校、京都キャンパス)・学科長・教務部長・事務局総務課教務担当職員が委員となっている全学的な組織である。主な職務は名称のとおりカリキュラムの編成であるが、学修支援や授業支援についても本会議の職掌となっている。

#### 2. 学生への対応

学生への学修支援は、事務局のスタッフが、教務部・学生部・キャリア支援室などの学内各部署や担任となっている教員と連携しながら、必要な支援を行っている。本学は1学年の定員が稚内本校・京都キャンパスあわせて50人という規模であり、そのうえで専任教員19人・事務職員11人という環境を持っているため、教職員数と学生数の比率からしてもきめ細かな学修支援・授業支援が可能になっている。そのうえで、一部の必修科目では2人以上の担当教員を配置するなどの措置を講じている。

各学期の開始時には、学年別のガイダンスを行い、教務部・学生部・キャリア支援室から必要な説明を行っている。教務部からは単位の取得状況の確認を促し、必要な履修指導を行っている。学生部からは学生相談室(稚内本校)の案内などを行っている。キャリア支援室からは、それぞれの学年に対応したキャリア支援室の活動紹介や、キャリア形成のために必要な事項の説明を行っている。このガイダンスに引き続き、学生と担任教員との個人面談を実施し、前学期の学修を反省するとともに、今学期の学修の方向性を定める。

稚内本校では、学修支援のために5人の事務局スタッフ、特に科目履修や単位取得に関

する指導・支援は3人の事務局スタッフが担当している。

新入生に対して、令和2(2020)年から4人の教員による「初年次教育会議」を組織し、新入生支援にあたっている。

京都キャンパスでは、4人の事務局スタッフと4人の教員が学修支援にあたっている。また、学修支援・学生生活支援・キャリア支援といった各種支援を行う「学生総合相談室」を2023年度から設置し、学生の面談・相談に対応している。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1. 日常的な学習支援の体制

日常的な学修支援として、学期ごとに全教員がオフィスアワーを設定してLMSにおいて全学生に周知させている。本学には大学院が設置されていないためTAの採用は行っていないが、先述のとおり教員数と学生数の比率からしてもきめ細かな学修支援・授業支援が可能になっている。

### 2. 入学前学習と新入生の導入教育

新入生に対しては、入学前に「入学前学習」への取り組みを要請している。本学の情報メディア学の入門的な内容をスライド・動画を用いて学修できるようにしており、入学者の学修意欲を向上させることを目的としている。

新入生への導入教育及び学修支援については、入学式後のおよそ1週間をオリエンテーション期間と定めている。ここでは、新入生が新しい環境に馴染めるようアイスブレイクから始めている。本学で学修する情報メディアの概要や、高等学校と大学の学修の違いや本学の学修内容の説明を行い、情報機器の使い方や履修登録の指導に繋げている。

1年次前期に実施される必修科目「基礎演習 I」及び1年次後期に実施される必修科目「基礎演習 II」では、ノートのとりかた・レポートの書きかたといった内容のほか、今後自分が学ぶべき内容を見据えて教員へのインタビューを行い調査とまとめを行っている。これらの科目は、新入生の学修に対する動機づけと同時に、大学で学修するうえで不可欠なりテラシー能力の獲得を目標としている。

本学は数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に申請しているが、高等学校までの数学の基礎理解がないと情報系科目に対応できなくなっている。そこで、リメディアル科目の充実の一環として、1年前期の「数学基礎」という科目では、試験を行い習熟度別に稚内本校は4クラス、京都キャンパスは2クラスに数学教員と情報系教員で分担して担当している。また、令和6(2024)年度から1年後期に、「数学基礎特講」という科目を新設し、微分積分学やAI系科目に対応できるための数学の基礎学力の向上を目指している。【資料2-2-1】

### 3. 学生への個別対応

本学での学生への個別対応は、担任となっている教員が対応している。組織的な対応が必要な場合には、学生生活支援と同様に、稚内本校では「学生相談室」、京都キャンパスでは「学生総合相談室」が方針を検討し、対応にあたっている。担任教員・学生相談室/学生総合相談室・教務部・学生部・事務局等との連携をはかりながら、一人ひとりの学生

に対しての支援を行っている。

本学では、学生の学修支援に際し、保護者との連携を重視している。入学式直後に「保護者ガイダンス」を実施し、本学の教育方針や高等学校と大学との違いなどについて説明し、保護者の理解を得るよう努めている。さらに、本学の情報メディア学部・教務部・学生部・キャリア支援室から教育活動や学修支援活動についての紹介を行っている。また、必要に応じて、担任教員・学生相談室/学生総合相談室と保護者との個別面談を実施している。半期に一度、保護者（保証人）に当該学生の成績等資料を送付しており、本学から保護者（保証人）に定期的な連絡があるようにしている。学生への学修支援に際し、特別な配慮が必要な場合には、必要に応じて保護者に連絡し、学生相談室/学生総合相談室を起点として担任・学生部との連携のもとで必要な支援を行うこともある。

心身の不調など学生が学修にあたり何らかの事情を抱えている場合には、早い段階で大学に相談してほしいということを、学生や保護者（保証人）に伝えている。このことにより、学生や保護者から相談があることで、何らかの改善策が見つかる場合がある。また、心身の不調などは、入学試験時に本人や高等学校から相談があるケースもある。このような事柄は、学生相談室/学生総合相談室に集約され、学修支援に役立てている。

【資料 2-2-2】

#### 4. 障害のある学生への支援

本学では、「育英館大学障害学生支援基本指針」を定めて、障害などを理由として、教育活動もしくは各種サービスの提供を制限することのないよう、可能な限りの支援を行い、修学機会の確保に努めている。学内の関係部署及び学外の障害者支援の専門家と連携を密にし、障害などのある学生への多様かつ個別性が高い支援活動が円滑に進むよう、全学的な支援の確立を図っている。学生本人または保護者からの支援要請に基づき、本学と相互理解を深めつつ、学生の困難の解決に向けた対話と合意の上で支援内容を決定し、必要に応じて、支援の改善を検討する仕組みがある。学生及び教職員がより適切な障害者支援が行えるよう、研修やパンフレット等を通して、障害への理解の促進に努めている。修学環境の整備として、稚内本校の新館は車椅子仕様のエレベーターが整備されていて、新館3階と講義室のある本館3階は渡り廊下で接続されていて、車椅子での受講に対応している。また、入学試験では、障害等のある方が、受験上・修学上不利になることがないように、合理的配慮がなされるよう入試部が対応している。【資料 2-2-3】

#### 5. 休学者・退学者への対応

これまで述べたような対応にかかわらず、学生から休学もしくは退学の申し出があった場合には、基本的には担任が面談を行うこととし、必要に応じて学生相談室/学生総合相談室が加わる場合もある。学生の休学もしくは退学が確定した場合、担任等から学生本人に対して今後の予定を確認する。休学の場合には、大学側から学生に対して現状の確認を行う。休学以前に保護者との連携をとっていた場合には、休学中においても連携を継続する。

学生が休学・退学に至った原因についても分析を行っている。その多くは、休学者については体調不良が多く、退学者については進路変更によるものである。【資料 2-2-4】

### (3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

これまで行ってきた学修支援活動を継続するが、事例分析をよりいっそう向上させることで、効果的な学修支援活動をすすめていく。

基礎学力向上として、新入学生の支援を充実させているが、卒業までの4年間での基礎学力向上のための取り組みをさらに充実させていく。特に専門科目において基礎学力強化に重点を置いた取り組みを継続していく。

#### 【エビデンス集 資料編】

##### 【資料 2-2-1】 教学改善事例

[https://www.ikueikan.ac.jp/image2011/pdf/suugaku\\_ir\\_2023.pdf](https://www.ikueikan.ac.jp/image2011/pdf/suugaku_ir_2023.pdf)

##### 【資料 2-2-2】 学生相談室案内

##### 【資料 2-2-3】 育英館大学障害学生支援基本指針

##### 【資料 2-2-4】 令和5年度自己点検評価書

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学生のキャリア支援は、キャリア支援室がゼミ教員をはじめとした教員と連携を取りながら行っている。キャリア支援室は、キャリア支援委員会による管理運営方針に従って活動している。キャリア支援委員会の構成員はキャリア支援室長のほか教員並びに事務局長・事務局より選出した職員となっており、キャリア支援室員を兼ねている。

##### 【資料 2-3-1】

キャリア支援としては以下の事柄を行っている。

- ① キャリア教育としてのガイダンス・講座
- ② キャリア支援の要素を持つ授業科目の運営
- ③ 資格取得の支援
- ④ 就職・進学支援

#### 1. キャリア教育としてのガイダンス・講座

前後期開始時のガイダンス期間中に学年ごとにキャリア支援ガイダンスを行い、就職活動スケジュールの確認、キャリア支援講座・資格取得支援制度の紹介、就職活動を行うにあたって個々人が取り組むべき内容の確認、3・4年生については進路希望やそれに向けた活動状況を報告させるなど、学年に応じて就職・進学活動へ向けた準備・活動指導を行っている。

キャリア支援講座として稚内本校では、令和5(2023)年度は14回の講座を開催した。



講座の内容としては、就職活動支援企業による就職活動全般に関する情報提供など就職活動に直結するものだけではなく、労働基準監督署・稚内税務署・稚内税関支署・年金事務所など就職後のキャリアデザインを考えた講座も開催した。

京都キャンパスでは、令和 5(2023)年度に 3 年次学生となったので、稚内本校と同様に外部のキャリア支援企業による就活準備講座を 9 回行った。【資料 2-3-2】

これら講座については、学生のレポートからも有益な時間になっていることが確認できる。

## 2. キャリア支援の要素を持つ授業科目の運営

2 年次後期より 3 年次前後期に授業科目「キャリアデザイン A・B・C」を配置して、ビジネスマナー、就活に必要な情報の収集法、新聞の読み方、自己分析、企業研究、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策などを行うことによって、就職活動を題材としながらキャリアデザインについて意識させるような授業運営を行っている。

また、就職試験も想定しつつ大学生としてふさわしい教養を習得させることを目的として 2 年次後期・3 年次前期に授業科目「総合教養 I・II・III」を配置している。

2 年次に授業科目「インターンシップ実習」を配置し、インターンシップ先事業所の日数要望も踏まえた 5 日間ないし 10 日間のインターンシップと事前・事後指導を行うことで、学生に社会で働くことを意識させ、学生自身がキャリアデザインを考える機会としている。コロナ禍の令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度においても、計 23 人が将来の志望業種を踏まえ、稚内市役所、小学校、新聞社、ホテルでインターンシップを行った。インターンシップ終了後はインターンシップ先事業所による評価及び学生のレポート等自己評価の他に、インターンシップ先事業所の方を招いた学生による報告会も開催することで、インターンシップを行った意義について学生自身がしっかりと認識できるようにしている。

【資料 2-3-3】

## 3. 資格取得の支援

学生の経済的負担等を減らすため、遠隔地で資格試験を受験しなくてもすむように、「TOEIC」「数検」「秘書検定」「ビジネス文書検定」「ニュース時事能力検定」については本学で受験できるようにしており、令和 5(2023)年度は延べ 18 人の受験があり、令和 2(2020)年度からの 4 年間では 63 人となっている。【資料 2-3-4】

なお、これら資格試験対策として、必要に応じて補講処置もとっており、令和 5(2023)年度は「数検」において 11 回の補講を行っている。

また、本学は、教員が試験監督認定試験に合格するなどして、主に ICT 系資格 CBT (Computer-Based Testing) 運営大手「ピアソンビュー」の公認テストセンターとして平成 26(2014)年に認定され、月 1 回程度試験会場をオープンしている。令和 5(2023)年度は 12 回会場をオープンしており、本テストセンターは稚内市や近隣の一般市民の資格受験者の受け皿にもなっている。

資格取得に関しては、必要となる参考書購入や受験勉強のためアルバイトを休む必要がある等、経済的な負担が考えられるため、その支援として大学が指定する資格について、受験料の半額補助や合格時の報奨金制度を設定しており、令和 5(2023)年度の制度利用申

請者は延べ受験料半額補助の奨励金制度 18 人、合格時の報奨金制度 2 人であり、令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度の 4 年間では奨励金制度 63 人、報奨金制度 15 人となっている。

【表 2-3-1】資格試験受験状況（令和 2～5 年度）

年 度	受験者数	奨励金制度申請者	報奨金制度対象者
令和 2(2020)年度	5	5	5
令和 3(2021)年度	15	15	5
令和 4(2022)年度	25	25	3
令和 5(2023)年度	18	18	2
合 計	63	63	15

#### 4. 就職・進学支援

就職活動支援として学生との面談等は、主にキャリア支援室員が行っているが、必要に応じて社会経験が豊富な事務局長をはじめ学内全スタッフを対象に支援要請し、キャリア支援室員と共に模擬面接などを行っている。4 月および 9 月の前後期開始時にキャリア支援ガイダンスを行い、特に就活支援が必要となる 3 年次後期や 4 年次には就職希望の全学生と面談を行っている。【資料 2-3-4】

企業説明会への支援としては、就職活動解禁スケジュールに即した日程で本学において随時企業説明会を行うとともに年に 1 回学内合同企業説明会を実施している。令和 5(2023)年度は 5 月に合同企業説明会を開催し、地元企業を中心に 22 社の参加を得た。

就職試験対策として、本学において、一般常識テスト、公務員模試、SPI 模試を計 7 回、教員採用模試を 4 回で実施している。模擬試験については受験学生の学年などに応じて一部あるいは全額補助を出しており、令和 5(2023)年度は延べ 13 回の利用があった。

遠隔地への就職活動の支援として 3・4 年生に対して、交通費補助として 1 人 1 度利用できる 5,000 円の交通費補助制度を設けている。ただ、令和 2(2022)から令和 5(2023)年度はコロナ禍で Web 面談が浸透したことと、学生の多くが就職希望地を近隣市町村としていたこともあり利用はなかった。

求人情報については学内に掲示等するのはもちろん、平成 12(2000)年より勤務地、労働条件等で検索できるシステムを本学で開発し、学内のどこからでも閲覧できるようになっている。【図 2-3-1】



【図 2-3-1】 求人情報検索システム

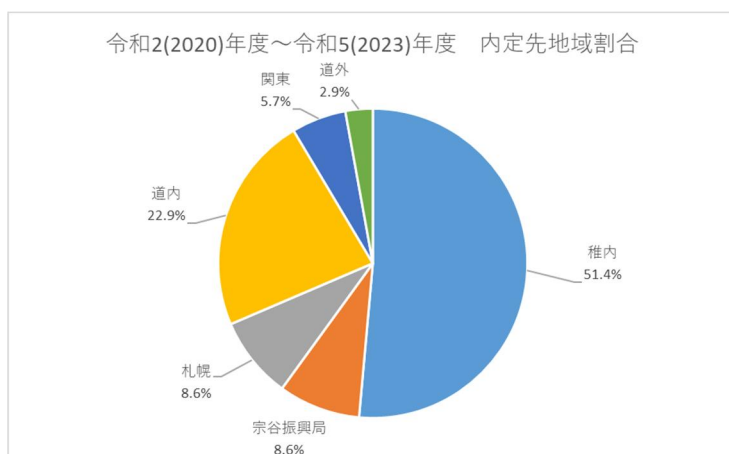
近年の就職活動は学生の親とも連携が必要な場面が増えてきているため、大学入学時の保護者ガイダンスにおいて、本学学生の就職活動の現状と親としての見守り方などを説明している。

これらの取り組みの成果で、就職率は例年ほぼ 90%以上で、令和 5(2023)年度は就職希望者全員が就職できている。【表 2-3-2】

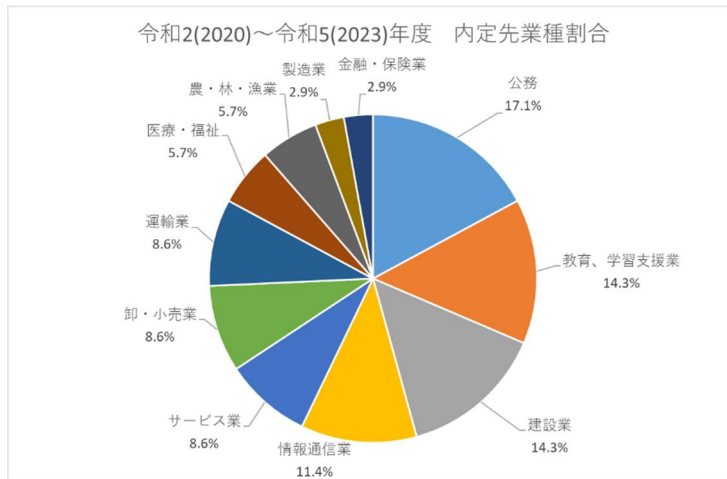
【表 2-3-2】 令和 2(2020)年度～令和 5(2023)年度の内定率

令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
100.0%	92.9%	100.0%	100.0%

就職先としては、稚内市出身の学生が多くなっている現状を反映し、地元志向が強いため稚内市を含めた周辺町村の自治体や企業が多くなっている。また、稚内市外出身学生は教員を志望していることが多いため割合が高くなっている。令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度の内定先業種では公務や建設業などが比較的多くなっているが、企業内の ICT 関連職種の内定であるほか、配属先が DX 関連部署だったという報告も受けているので、本学で学んだ事柄が就職先でも活かされている。【図 2-3-2】【図 2-3-3】



【図 2-3-2】 令和 2(2020)年度～令和 5(2023)年度 内定先地域割合



【図 2-3-3】 令和 2(2020)年度～令和 5(2023)年度 内定先業種割合

残念ながら卒業までに就職が決まらなかった学生に対しては、卒業後も求人情報の提供や学内合同企業説明会への参加案内を行っている。また、稚内市の公共職業安定所と連携することで、早期に就職できるよう働きかけを行っている。

大学院進学希望者については、学生の希望進学先分野を専門とする教員とキャリア支援室が連携し、希望の大学院へ進学できるように指導しており、例年 1 人程度は希望通りに主に国立の大学院へ進学している【表 2-3-3】

【表 2-3-3】 令和 2(2020)年度～令和 5(2023)年度の大学院進学者数

令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
2 人	0 人	1 人	0 人

京都キャンパスでは、令和 7(2025)年 3 月に最初の卒業生を出すことに向け、担任教員や事務局キャリア支援担当職員による面談・個別指導や、業者によるキャリア支援ガイダンスといった機会を通して、キャリア形成への学生の意識を高め、就職・進学支援を行っている。

### (3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

現状、学生自身の努力と各種支援策により、学生の希望する就職・進学をほぼ達成できている。今後もキャリア支援室として、4 年次夏休み時期まで就活に積極的でない学生などについては、学生の状況を学生の家庭と共有して、ゼミ担任や対象学生の父母などとの面談も必要に応じて行って連携しながら、学生のキャリア形成達成に臨んでいく。

#### 【エビデンス集 資料編】

- 【資料 2-3-1】 育英館大学 キャリア支援室規程
- 【資料 2-3-2】 令和 5(2023)年度 キャリア支援ガイダンス一覧
- 【資料 2-3-3】 「インターンシップ実習」実施状況 (令和 2～5 年度)
- 【資料 2-3-4】 キャリア支援室利用状況

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 1. 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活全般にかかる事業は、学生部が担当している。学生サービス、厚生補導のための組織として、教員、学生相談室、図書館司書、事務局からなる学生部委員会を適宜開催している。学生部委員会は、学生の指導、福利厚生、課外活動、奨学事業など学生生活全般にわたり、学生指導に関する事項を必要に応じて審議し、案件に応じて、学科会議あるいは教授会に諮っている。【資料 2-4-1】

心身の健康上の問題を抱えている、あるいは継続して学生相談を受けている等の特に配慮を必要とする学生については、個人情報に関する守秘義務を明確にした上で稚内本校においては学生相談室、京都キャンパスにおいては学生総合相談室が詳細にケース検討を行い、支援・指導方針を立てている。その方針に則り、担任とも連携しながら個々のケースに応じた特別な支援・指導を行っている。その際、必要に応じて学外機関との連携を取ることもある。

喫煙、飲酒、交通安全、救急救命(AED 使用方法等)、アルバイト(ブラックバイト等)、メンタルヘルス等の問題に対しては、学生部委員会が学園生活ハンドブックや学期当初に実施するガイダンスでの注意喚起を行っているほか、必要に応じて講習を開催する等により指導に当たっている。【資料 2-4-2】

#### 2. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談、学生の課外活動への支援

基本的・日常的な学生支援については、担任制(1年次は学年担任、2年次以降はゼミ担当教員)により実施している。担任は各学期初めの定期的な担任面談及び必要に応じて適宜面談を実施し、学生の生活・学修状況を把握し、相談に乗り、適切な助言を与え、必要な場合には保護者と連絡を取るなどして、学生が抱える困りごと等を早期に発見し支援している。担任のみで解決し難い事案が発生した場合は学生部委員会に諮られ、学生相談室等とも連携して特別な支援・指導が行われる。

担任との面談の他にも、稚内本校においては学生相談室、京都キャンパスにおいては学生総合相談室が学生の希望にあわせて、学生相談員が相談業務を行っている。また、必要に応じて担任その他の教職員との連携を図っている。

学生の生活状況については、出席不良等問題が見られる場合は必要に応じて保護者と連絡を取っている。また、保護者からの求めがあれば、担任との面談等を随時行っている。

身体の健康面については、学内に保健室を設置しており、職員が管理している。

令和 5(2023)年度の利用状況については、学生相談室・京都キャンパス学生総合相談室が 65 件、保健室が 13 件となっている。

また、学校保健法に基づき全学生に対して毎年定期健康診断を実施し、その診断結果に

ついて通知するとともに、所見のある学生については専門医への受診等を勧めている。

留学生の支援体制としては教員と事務職員からなる留学生支援室を設置している。

課外活動としての部・サークル活動は、学生自治会を中心に行っている。令和 5(2023)年度の公認部活動は 2 件(カーリング部、e スポーツ部)であり、教職員が顧問となり学生活動を支援している。

ボランティア活動については、ボランティア支援室において学外からのボランティア依頼を集約し、学生への周知・募集や活動支援を行っている。

学業や課外活動において特に優れた成績を収めた学生個人又は団体に対する学生表彰制度を設けている。表彰対象となる学生は、教員等から学部長又は学生部長へ推薦され、教授会又は学生部委員会における選考を経て学長によって決定され、卒業式において学長から表彰される。【資料 2-4-3】

### 3. 奨学金など学生に対する経済的な支援

本学は令和 2(2020)年度より導入された高等教育の修学支援新制度の対象校となっている。

本学の奨学金等については、日本学生支援機構の奨学金以外に本学独自の特待生制度・学納金減免制度・給付型奨学金制度を設けており、現在 5 人が対象となっている。また、経済的な理由により学費等が納付できない学生については、延納や分納手続きも実施している。

稚内本校入学者については、稚内市が大学育英金支給制度・大学就学資金貸付制度を設けている。これらは、学業を続ける意欲があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な学生に対して家計状態などを基に判定し、経済的な支援を行うものであり、現在、育英金支給制度は 21 人、貸付金制度は 3 人が利用している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

稚内本校では、一人暮らしをする学生に対しては、地元企業の協力によって敷金・礼金なしで安価な家賃で入居できる家具付きのマンションを斡旋している。

京都キャンパスでは、電車・地下鉄により通学している学生のため、8時・12時・16時台にキャンパスと近隣の 2 駅をつなぐスクールバスを運用しており、常時 20 名ほどの学生が利用している。また、キャンパスの周辺で居住したいと考えている学生のために、学生にとって安価な物件を扱っている不動産業者を紹介するようにしている。

### (3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

これまでの学生支援・指導体制を円滑に進めるよう努めると共に、各種調査等によって学生のニーズを把握し、学生サービスのより一層の充実を図っていく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 2-4-1】 育英館大学 学生部委員会規程

【資料 2-4-2】 学園生活ハンドブック

【資料 2-4-3】 育英館大学 特待生規程

【資料 2-4-4】 育英館大学 学納金減免規程

【資料 2-4-5】 稚内市大学育英金支給制度のご案内

【資料 2-4-6】 稚内市大学修学資金貸付制度のご案内

【資料 2-4-7】 育英館大学おすすめマンション

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の教育環境は、大学設置基準第八章「校地、校舎等の施設及び設備等」に定める各基準を満たしている。以下にその内容を挙げる。

#### 1. 立地

稚内本校は、北海道の最北部にあたる稚内市に位置している。校舎は自然環境に恵まれた郊外の高台にある。近隣は稚内でも有数の住宅街であり、幼稚園・小学校・中学校・高等学校がある文教地区でもある。市内中心部との往復が可能なバス停が徒歩 5 分の位置にある。また、校舎敷地内には学生・教職員が利用できる自動車駐車場(150 台)と自転車駐輪設備(30 台)が完備されており、学生は利用登録することによって自動車での通学も可能である。

立地環境は良好で、学生はゆったりと勉学に励むことができる。

京都キャンパスは、京都市伏見区に位置している。京都市中心部からほど近い場所にありながら、近隣には森林が多く、学生は豊かな自然環境のなかで落ち着いて勉学に励むことができる。

京都キャンパスは(京阪本線)藤森駅から徒歩 15 分、JR 藤森駅からは徒歩 20 分の距離に位置している。藤森駅と(近鉄)竹田駅を利用する学生が多いため、この両駅と京都キャンパスを結ぶ通学バスを 8 時台・12 時台・16 時台に運行している。なお、JR 藤森駅は駅周辺が狭くバスの通行が困難であるため、通学バスを運行していない。加えて、学生および教職員のための駐輪場、教職員のための駐車場を完備しており、いずれも利用登録することで利用できる。

#### 2. 校地、校舎、施設等の整備・活用

稚内本校の校地面積は 85,587m<sup>2</sup>であり、校舎敷地 14,960m<sup>2</sup>、運動場用地 14,275 m<sup>2</sup>、その他の用地 56,352m<sup>2</sup>からなる。

校舎面積は 12,578m<sup>2</sup>であり、校舎は昭和 62(1987)年建築の 5 階建本館と平成 11(1999)年建築の 4 階建新館に分かれており、二つの校舎は 3 階の渡り廊下で結ばれている。

講義室は稚内本校では、演習室等含め 22 室あり、180 人の受講が可能である教室が 1

室、130人の受講が可能である教室が1室ある他は、すべて40人以下の収容数となる小規模教室である。加えて、学生自習室を1室設けている。

20室を超える学生研究室では、学生がじっくりと学修や研究に取り組めるよう、ネットワークやコンピュータが完備され、1年次からの全学生に割当がなされている。

体育館の運動用設備としては、バレーボール・テニス・バドミントンのネット並びに卓球台などを備えている。グラウンドは整備が不十分ではあるが、校地から徒歩2分圏内に市営の野球場・サッカー場・サッカー練習場が整備されており、必要に応じて活用している。

濱森辰雄記念講堂は466席の座席があり、学内行事や各種イベント等で利用している。講堂内には道内有数の旧西独ヴァルカー社製のパイプオルガンがあり、コンサート等で活用されている。

学生食堂は253席あり、利尻富士が眺望できる明るく落ち着いた作りとなっており、窓際のテーブルには情報コンセントが設置され、インターネット等が利用できる。運営形態は直営となっており、季節の海産物を用いたメニューが提供されることがある。学外の一般市民にも開放している。

学内各所にあるロビーやホールにはソファやテーブル、飲料自動販売機を設置しており、学生の休憩スペースとして有効に利用されている。そのほか、自習室並びに個人ロッカー等を備え、快適なキャンパスアメニティを提供している。

照明設備を完備したアートホールでは、学生や教職員による展示会などが開催されており、自由に作品制作ができるアート実習室と工作室も用意している。

学内には学長室、会議室、事務室を備えている。また、学生及び教職員が利用できる保健室を設置している。

京都キャンパスの校地・校舎は、学校法人育英館から契約により無償貸与されたものである。4階建てであり、学生が使用する教室は9室ある。4階には42人が利用できる教室が2室ある。3階には40人が利用できる教室が1室、20人が利用できる教室が4室ある。2階には後述するコンピュータ実習室が2室に、保健室、学生総合相談室がある。1階には、事務室、教員室、図書室、サロンがある。また、校舎に併設されている施設として体育施設がある。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1. ICTの利用環境

コンピュータ実習室は新館にあり、1階に50台、2階にPC55台、Mac15台のコンピュータを有している。1階はシステム管理・ネットワーク管理の実習用に特化しており、それ以外のコンピュータ利用は2階となる。学生は大学の施設開放時間内ならばいつでもコンピュータ実習室を利用できる。

各教室には無線LANや情報コンセントが配置されており、「いつでも、どこでも実習できる」環境を整えている。

また、使用頻度の高い普通教室にスクリーンやプロジェクタ、あるいは大型モニター等のICT機器を設置している。

学内のネットワーク機器、コンピュータ実習室のパソコンなどのICT利用環境として稚



内本校においては、令和 3(2021)年度に高速ネットワーク設備に更新し、令和 5(2023)年度に 2 階実習室 PC の約半数について、AI 教育を意識した高性能 PC などに更新した。令和 6(2024)年度秋までには 2 階実習室 PC の残り半数も高性能 PC に更新する。

京都キャンパスは 201 教室と 202 教室の 2 室をコンピュータ実習室としている。201 教室には学生用 25 台・教員および管理用 2 台のコンピュータを設置しており、主としてシステム管理・CG などのコンテンツ制作のための実習室として活用されている。202 教室には 35 台のコンピュータが設置しており、主としてプログラミングなどのための実習室として活用されている。キャンパス内には無線 LAN が設置されている。【資料 2-5-1】

## 【エビデンス 資料集】

### 【資料 2-5-1】 情報機器等整備一覧

## 2. 図書館

図書館は現在 60,321 冊の書籍を有している。シラバスに掲載されている教科書・参考書「教員指定図書」として一か所に集め、学生の便宜を図っている。

司書資格を有する職員を常時配置し、貸出返却業務・レファレンスサービス・文献複写・相互貸借等の図書館業務を適切に実施している。

図書館には閲覧スペースの他に雑誌・新聞コーナー、利用者が情報検索に使用できる PC を 3 台配置している。

また、スキャナーも設置しており、著作権の範囲内で文書等をデータ化することも可能である。

専用端末から、国立国会図書館で所蔵している約 200 万点の資料を閲覧できる「国立国会図書館デジタルコレクション」を設置している。

育英館大学の研究成果を公開している「育英館大学学術機関リポジトリ」を構築している。

京都キャンパスには図書室を設置しており、キャンパス開設時に寄贈されたものを含む 1,417 冊の図書を用意しており、学生・教職員の利用に供している。図書室の座席数は 32 席である。また、必要に応じて、稚内本校図書館で扱っている資料の活用など、稚内本校図書館の機能を利用できるようにしている。【図 2-5-1】【図 2-5-2】

## 育英館大学 学術機関リポジトリ



【図 2-5-1】 育英館大学 機関リポジトリ

	2023年度			
	学生	教職員	一般	合計
館内閲覧 (人)	1697	742	497	2,936
貸 出 (人)	245	138	44	427
貸 出 (冊)	487	360	190	1,037
レファレンス (人)	148	34	8	190

【図 2-5-2】 図書館利用者数

### 3. ICT 機器・ソフトウェアの貸出

映像作品を制作する授業に対応するとともに、学生の自主的な制作活動を支援するため、DV カメラ・マイク・ガンマイク・三脚・照明、ならびにタブレット端末等の ICT 機器の学生への貸出を事務局で行っている。

また本学は「Microsoft キャンパスアグリーメント」ライセンス契約を行っているため、大学で使用するマイクロソフトの主要なソフトウェアについては、大学にある PC および教職員・学生が所有している PC にインストールすることができ、契約期間中に最新の製品がリリースされた場合でも、最新版を利用することができるようになっている。

京都キャンパスでは、講義形式の授業において学生が手元でコンピュータを扱いながら受講できるようにするため、10 台の貸出用コンピュータを用意しており、事務局で貸し出している。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 1. 施設の開放

稚内本校は教室・図書館・濱森辰雄記念講堂・体育館等の施設は、学生の学修活動・課外活動に支障がない限りにおいて、一般市民も利用できるようになっている。教室・濱森辰雄記念講堂・体育館については事前の利用申請が必要である。また、図書館は開館時間であれば、カウンターで利用希望者の身分証を確認することで利用が可能になる。

京都キャンパスでは、校舎が施設管理の都合で二足制となっており、多くの一般市民が利用できる体制となっていないが、市民からの要請があれば必要に応じて校舎を活用できるしくみを整えている。また、駐車場を一般市民に貸し出す機会が多くなっている。

### 2. 安全性と利便性

稚内本校は建物安全性については、本館・新館とも昭和 62(1987)年以降の建築物であり、新耐震基準に適合している。

警備については有人警備と機械警備を併用する形で外部委託を行っている。機械警備では校舎内各所の防火関係の情報が複合火災受信機で受信できるほか、エレベーター・加圧給水ポンプ・受変電設備・浄化槽・灯油等の異常も検知できるようになっている。

図書館では、館内の安全を確保するため、すべての書架に「振れ止めチャンネル」を設置している。また書架増設にともなう床付加重計算を行い、安全性の確保に努めている。

施設・設備のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）については、専用駐車場、自

動ドア、階段の手すり、玄関スロープ、バリアフリースイッチが設置されている

稚内本校では、新館にエレベーターを設置している。また、本館で通常使用する教室は3階にあるので、渡り廊下で新館・本館を結んでいる。

京都キャンパスでは、警備を機械警備による外部委託として実施しており、防災対応とも連動している。階段への手すりの設置、自動ドアの設置などのユニバーサルデザイン化も進めているが、エレベーターは設置されていない。

### 3. 施設・設備のメンテナンス

稚内本校、京都キャンパスとも日常の施設の維持・管理は事務局総務課で行っている。設備等の維持・管理は専門業者への外部委託を行っている。校舎警備（機械・有人）、PC保守、電気保安、廃棄物処理、防火設備維持管理、空調設備維持管理、特定建築物衛生管理、エレベーター・自動ドア管理等については、委託契約を結び、日常及び定期の維持・管理・点検・保守を行っている。これにより、経営の合理化と経費の削減を図っている。定期点検では、消防設備・水質検査・エレベーター・地下タンク・受水槽・空気測定等を毎年実施し、所轄官庁等への報告を適切に行っている。

情報メディア教育のための ICT 機器・ネットワーク機器は、情報系教員が構成員となっているネットワーク委員会が維持・運営に努めている。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 1. 授業を行う学生数の適切な管理

稚内本校においては、必修科目を除いた授業科目の履修者は、多くても 20 人以下の場合がほとんどである。

1 年次必修科目「基礎演習 I・II」、2 年次必修科目「地域学 II」など、履修者が比較的多い科目では、授業担当者を複数配置することで、効果的な授業運営を可能にしている。

京都キャンパスでは、40 名の学生が同時に授業を受講できる教室が 3 室あり、授業の受講者は同時に一教室で受講できるようになっている。また、「基礎演習 I～II」「ゼミナール I～VI」などのゼミナール形式の授業は、全教員が担当しており、丁寧で細かな指導を可能にしている。

### (3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育環境は、大学設置基準第八章「校地、校舎等の施設及び設備等」に定める各基準を満たしている。

学内のネットワーク機器、コンピュータ実習室のパソコンなどの ICT 利用環境は、教学で必要十分なスペックを有している機器であることを常に意識して更新している

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生からの学生生活に関する意見・要望については、「授業評価アンケート」「学生満足度調査」「学習時間・学習行動調査」を実施するとともに、前後期開始時にはガイダンス日程を組み、担任面談を実施している。【資料 2-6-1】

これら調査や面談結果については、IR 担当が中心となって内容を分析し、課題となる点があった場合は、関係部署で改善策を検討・実施し、学生指導等に反映させている。これら情報については、年度末には自己点検評価委員会に集約され、教授会等で共有される。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「意見箱」の設置や担任との面談での意見・要望の把握の他に、稚内本校においては学生相談室、京都キャンパスにおいては学生総合相談室が学生の希望にあわせて、学生相談員が相談業務を行っている。また、必要に応じて担任その他の教職員との連携を図っている。

相談員との面談は、対面およびオンラインで行うなど、相談者の心的負担にならないように配慮している。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見などのくみ上げについては、「学生生活満足度調査」「学習時間・学習行動調査」を実施している。【資料 2-6-2】

例えば、令和 5(2023)年度「学生生活満足度調査」では、大学の教育への満足度・施設設備の満足度等の約 40 項目について調査した。入学して以降、あなたの能力や知識はどのように変わりましたか。という質問では、コンピュータの操作能力、専門部や知識について、「大きく増加した」または「増加した」と回答した学生の割合が 9 割を越えており、学生が学生自身の成長を実感していると判断できる。他方、施設等の満足度の質問では、実習室の PC の処理速度について不満を指摘する意見があった。この点は令和 5(2023)年度後期以降に、実習室 PC をデータサイエンス・AI 等の処理に対応した PC への更新を行っていることで改善されている。

こうした調査結果は主に IR 担当および学生部委員会において分析・検討され、学生支援・指導に活用されている。

その他、「意見箱」を設置しているほか、学生自治会執行部と副学長との面談において

学生の意見をくみ上げるなどの取り組みをしている。

### (3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

これまで行ってきた学生支援・指導体制をさらに円滑に進めるよう努めると共に、各種調査等によって学生のニーズを把握し、学生サービスのより一層の充実を図っていく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 2-6-1】 学事日程

【資料 2-6-2】 令和 5 年度自己点検評価書

### 【基準 2 の自己評価】

本学は、「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德」「格物致知」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする」という理念に基づき、教育・研究活動を展開している。この理念と教育目標に則したアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページへの明記、教職員による高等学校訪問やオープンキャンパスを通じて受験生や保護者、高等学校の教員に周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに基づく入学選抜を行い、その適切性を検証している。選抜過程では学力だけでなく、多様な能力や適性を評価し、教育目的に合致する人材の受け入れを目指し、選抜後の検証プロセスを通じて、入学者がアドミッション・ポリシーに適合しているか確認し、その結果を次年度の選抜プロセスに反映している。さらに、定員に沿った適切な学生数の受け入れを行い、学生一人ひとりに対する教育の質を確保し、教育リソースの有効活用に努めている。

キャリア支援については、キャリアガイダンスやインターンシップの機会を提供し、学生が卒業後の進路を具体的に考えるサポートを行うとともに、企業との連携を強化し、就職活動の支援を行っている。さらに、学生生活を支援するためのサービスとして、学生相談室の運営や経済的支援制度の整備を行い、学生が安心して学業に専念できる環境を提供している。

学修環境の整備においては、学内施設や設備の充実を図り、快適な学修環境を提供している。図書館の充実や IT インフラの整備により、学生が効率的に学修できる環境を整えている。また、学生の意見や要望を積極的に収集し、アンケートや学生代表との定期的なミーティングを通じて、大学運営に反映させる取り組みを行っている。

本学は基準 2 に定められた項目について各種施策を実施し、継続的に改善・向上を図ることで、学生が安心して学べる環境を提供している。

以上のことから、基準 2 を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、寄附行為・学則に記載された目的を達成するためにディプロマ・ポリシーを制定しており、ホームページ等を用いて広く学内外に公開している。

###### ディプロマ・ポリシー

- ・情報メディア基礎力：情報メディアの技術的および社会的な変化に対応し得る基盤となる知識とスキル
- ・専門能力：情報メディアの開発とその多面的な活用ができる能力
- ・地域貢献力：地域の課題を意識し、仕事や社会生活において主体的かつ協調的にその解決に取り組む能力

本学は、学則第1条において、その目的として「地域社会に貢献」することを謳っている。また、本学情報メディア学部は、学生が情報メディア社会と地域社会を深く理解するとともに、情報メディアを実践的に活用できる能力を獲得し、そのことによって社会に新しい価値を生み出せるようにすることを目的としている。そして、情報メディアに関連する、普遍的な技術と社会について深く学ぶとともに、地域社会で情報メディアを積極的に活用した実践的な学習を重視している。

本学のディプロマ・ポリシーはこの教育目的を踏まえ、作成され、公開されている。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位の取得認定や計算方法、学習の評価については、学則で次のとおり定められている。

第22条 授業科目の種類、単位数等は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様

なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 多様なメディアを高度に利用した授業について必要な事項は、別に定める。

(教職科目)

第23条 前条に定めるもののほか、教育の基礎的理解に関する科目等を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表3のとおりとする。

(授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の登録及び登録の上限)

第25条 学生は、毎学期の当初において、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数は、48単位を上限とする。ただし、履修登録単位上限に含まれない科目を設定することができる。

4 前項に定める単位を90%以上A以上の成績をもって修得した学生については、次の1年間、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の取得認定)

第26条 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がきめる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認める時は、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の授業科目を履修することを認める。

2 本学において修得したものとみなすことができる単位数は、第14条及び前項により認定された単位数と合わせて60単位を限度とし、認定は教授会の議を経て学長が決定する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修と認める。

2 本学において修得したものとみなすことができる単位数は第14条及び前項により認定された単位数と合わせて60単位を限度とし、認定は教授会の議を経て学長が決定する。

(入学前の既修得単位について)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(いずれも外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第27条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度とする。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第32条 授業科目の成績評価は、S・A・B・C・Dの評語をもって表し、S・A・B・Cを合格とする。

2 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。

3 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Sにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、Dにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、履修科目の総単位数で除して算出する。ただし、別表3に定める教育の基礎的理解に関する科目等および第27条・第28条・第29条により修得した単位は算出の対象外とする。

また、全学生に配布される「学園生活ハンドブック」では、学則が掲載されているほか、単位認定や成績評価に関わる事項が詳細に解説されている。

学園生活ハンドブック p.35

#### 4. 成績・評価

学業成績は、科目ごとに以下の成績で評価され、各学期の開始時に窓口で配布します。59点以下はD評価となり不合格となります。

評点	通常成績評価	GP (ポイント)
100～90点	S	4.0
89～80点	A	3.0
79～70点	B	2.0
69～60点	C	1.0
59点以下	D	0

各授業科目の単位数は、上記学則30条で、講義科目については15時間の授業をもって1単位、演習や実験・実習および実技については、30時間の授業をもって1単位としている。

成績の評価については、学則32条で、「試験等の成績評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。」と定めている。「学園生活ハンドブック」ではさらに詳しく、評点が90～100点がS、80～89点がA、70～79点がB、60～69点がC、59点以下がDであると記載されている。



成績の客観的評価のため、GPA 制度を採用している。「学園生活ハンドブック」では、成績評価の S に対して 4.0、A に対して 3.0、B に対して 2.0、C に対して 1.0、D に対して 0 を割り振り、GPA の算出を行っている。GPA は、原則として全履修科目について算出するが、教職課程における教職専門科目と、編入学生に対して認定される「認定科目」は除外される。本制度は、成績優秀者と学納金減免制度の判定に用いられる。他にも、各学期末に教授会で実施される成績判定において、学生の成績の変化を見る指標として提示され、担任教員等による学生指導に活用されている。GPA 制度の詳細は、各学年ガイダンスで解説するほか、「学園生活ハンドブック」においても詳述している。

学園生活ハンドブック pp. 37-38

◇ GPA の算出について

《計算式》

履修した科目の各 GP に各評価の単位数を掛けたものの総合計を履修科目の総単位数(評価 D の単位数も含む)で割ったものを GPA とします。

$$\frac{\langle GP(S) \times S \text{ 評価の単位数} \rangle + \langle GP(A) \times A \text{ 評価の単位数} \rangle + \langle GP(B) \times B \text{ 評価の単位数} \rangle + \langle GP(C) \times C \text{ 評価の単位数} \rangle}{\text{履修科目の総単位数 (D の単位数を含む)}}$$

※ GPA は学年(年度)ごとの「学年 GPA」と在学中の全成績を通算した「通算 GPA」の 2 種類を算出します。

※ ただし、下記の科目は算出対象外とします。  
 ・教職課程科目(教職概論など教職専門科目)  
 ・認定科目(編入などで認定された単位科目)

GPA 算出イメージ

授業科目	履修単位数	通常成績評価	GP(ポイント)	科目ポイント
基礎英語 I	1	S	4	4
基礎英語 II	1	A	3	3
文学	2	D	0	0
ビジネス・コンピューティング	2	A	3	6
生涯学習概論 I	2	S	4	8
地域学 I	2	A	3	6
基礎演習 I	1	S	4	4
合計	11			31

科目ポイントの合計 ÷ 履修単位数の合計 = GPA

上記の場合

S → 4 単位 × GP 4 ポイント = 16

A → 5 単位 × GP 3 ポイント = 15

B → 0 単位 × GP 2 ポイント = 0

C → 0 単位 × GP 1 ポイント = 0

D → 2 単位 × GP 0 ポイント = 0

・合計 31 ポイント

履修総単位数 11 単位

31 ÷ 11 = GPA 2.81

学生が本学入学前に他大学等での学修において修得した単位については、学則第 29 条の規定により、60 単位を超えない範囲において本学での単位として認定することができる。

本学では全授業についてシラバスを作成し、本学ホームページ上で公開している。「授業計画」がすべての授業について記載されている。また、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」の項目が設けられており、当該授業とディプロマ・ポリシーとの関連を明示している。各授業の成績評価については、シラバスで「成績評価の基準と方法」を記すようにしている。シラバスでは「到達目標」「この科目のキーワード」「成績評価の基準と方法」の3項目が連動している。この3項目の関係は、まず「到達目標」があり、その構成要素として「この科目のキーワード」があり、「到達目標」や「キーワード」と成績評価との関連を「成績評価の基準と方法」で示すようになっている。【資料 3-1-1】

学生への各授業の単位認定基準の周知は上述のシラバスへの記載を持って行っている。進級、卒業基準については、「学園生活ハンドブック」への記載とともに、各学期の初めに行われるガイダンスにおいて、周知し、資料を Web 上に掲載し学生がアクセスし易い環境を整えている。

学園生活ハンドブック pp. 36-57

#### 6. 卒業要件について

本学を卒業するためには、4年間で124単位以上の単位を取得し、GPAが1.0以上である必要があります。同時にカリキュラムで定められた条件も満たす必要があります。条件については、カリキュラム表を参照してください。

##### 6-1. 学年留置

2年次から3年次への進級に際しては1・2年次の取得単位数50単位未満、3年次から4年次への進級に際しては1～3年次までの取得単位数75単位未満またはGPAが1.0未満の場合は、進級ができません。また、卒業時、GPAが1.0未満の学生は、原則、卒業ができませんのでご注意ください。取得単位数には、教職課程科目(教職専門科目)は含まれません。

さらに、各学期の初めに担任面談を行い、そこで個別の学生に対しての履修指導が行われ、単位の取得状況、進級、卒業要件の確認が行われることとなっている。

また、入学式後に行われる保護者ガイダンスにおいて、本学での単位認定制度、進級、卒業要件の解説を行い、保護者への周知も図っている。【資料 3-1-2】

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 〈単位認定基準〉

学則第 26 条において定められており、この規定に従って単位の認定が行われている。

なお、単位の認定にあたり、学生の不正行為防止を図るため、「試験・論文等における不正行為に関する規程」が設けられており、Web 上および、「学園生活ハンドブック」へ記載、教室への掲示をするとともに、ガイダンス等でも学生への周知を図っている。

育英館大学 試験・論文等における不正行為に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、育英館大学学則第26条に基づく単位取得の認定における不正行為を防止することを目的に必要事項を定める。

(試験における不正行為の定義)

第2条 試験における次の行為を不正行為とみなす。ここでいう試験は科目の最終試験に限るものではない。

- (1) 試験を他人に受験させる、又は他人の代わりに受験する行為
- (2) 他人の答案用紙を覗き見る、又は故意に他人に答案用紙を見せる行為
- (3) 他人と答案用紙を交換する行為
- (4) 許可されていない物品を持ち込む行為
- (5) 私語及び物品の貸し借りをする行為
- (6) 試験監督者の指示に反する行為
- (7) 上記以外に科目担当者が事前に不正行為と定めた行為

(試験監督者の任務)

第3条 試験監督者は前条に該当する不正行為が行われたと判断した場合、その学生の試験を停止し、解答用紙・不正行為に用いられた証拠物品を押収する。試験終了後、教務部委員会に報告を行う。

(試験における不正行為の認定)

第4条 試験における不正行為が行われたと報告された場合、教務部委員会は当該学生及び試験監督者への意見聴取を行い、不正行為の認定を行う。

(論文・レポート・作品における不正行為の定義)

第5条 論文・レポート・作品における次の行為を不正行為とみなす。ここでいう論文・レポート・作品は科目の最終課題に限るものではない。

- (1) 論文・レポート・作品を他人に作成させる、又は他人の代わりに作成する行為
- (2) 剽窃行為
- (3) 科目における課題の場合、上記以外に科目担当者が事前に不正行為と定めた行為

(論文・レポート・作品における不正行為の認定)

第6条 科目担当教員は前条における不正行為が行われたと判断した場合、教務部委員会に報告を行う。教務部委員会は該当論文・レポート・作品の調査、作成者及び担当教員への意見聴取を行い、不正行為の認定を行う。

(不正行為に対する処分)

第7条 不正行為を行ったと認定された場合は教授会の議を経て当該期間中の全科目の成績評価を無効とし、育英館大学学則第47条に定めるところに従い懲戒処分に付される。

附 則

この規程は、平成28年8月30日から施行する。ただし第3条、第4条、第6条及び第7条については、平成29年4月1日から施行する。

また、生成 AI の利用については、副学長名で教員、学生それぞれに、利用指針が提示されている。教員には資料の配布説明が行われ【資料 3-1-3】、学生には Web 上で指針が閲覧できるようになっている。【資料 3-1-4】

大学設置基準に従い、正規の授業時間の確保を確実に努めている。担当者が授業を休講にする際には、休講届を提出し、そこには補講の日時を明記することを義務付けている。

進級の可否については、2年次修了時及び3年次修了時において、教授会で進級判定を行っている。「学園生活ハンドブック」では、「2年次から3年次への進級に際しては1・2年次の取得単位数50単位未満、3年次から4年次への進級に際しては1～3年次までの取得単位数75単位未満のまたはGPAが1.0未満の場合は、進級ができません」と記載されており、これに従い進級認定が行われている。

6-1. 学年留置 学園生活ハンドブック p. 37

2年次から3年次への進級に際しては1・2年次の取得単位数50単位未満、3年次から4年次への進級に際しては1～3年次までの取得単位数75単位未満またはGPAが1.0未満の場合は、進級ができません。

また、卒業時、GPAが1.0未満の学生は、原則、卒業ができませんのでご注意ください。取得単位数には、教職課程科目(教職専門科目)は含まれません。

卒業の可否については、学則第35条で規定するところにより、「学生は4年以上在学し、別表1に定めるところにより124単位以上修得し、かつ第32条第3項に基づき算出したGPAが1.0以上なければならない」とされており、この規定に従って卒業認定が行われている。

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表1に定めるところにより124単位以上修得し、かつ第32条第3項に基づき算出したGPAが1.0以上なければならない。

〈進級、卒業の認定手順〉

進級に関しては、2年次、3年次終了時において教務部委員会で行われる「卒業・進級予備判定会議において学生の単位の取得状況、資料の記載の誤りがないか等が確認された上で、教授会での「卒業・進級判定会議」に諮り、要件を満たした学生の進級、卒業が認定される。【資料3-1-5】

(3)3-1の改善・向上方策(将来計画)

現在本学は稚内本校、京都キャンパスと2か所の校舎で授業が行われており、それぞれの校舎から必要に応じオンラインでの授業配信も行われている。授業によってはオンラインと対面の授業が同時に行われており、同じ授業で異なった受講形態の学生がいることになる。

今後、成績評価の差異があるか等の分析が必要となり、分析結果によっては、受講形態の見直し、評価方法などの検討が必要となってくると考えられる。

【エビデンス集 資料編】

- 【資料 3-1-1】 シラバス
- 【資料 3-1-2】 保護者ガイダンス説明資料
- 【資料 3-1-3】 「生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針」（教職員対象）  
添付ファイル
- 【資料 3-1-4】 「生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針」（学生対象）  
添付ファイル
- 【資料 3-1-5】 2023 年度第 14 回教授会議事録抜粋

**3-2. 教育課程及び教授方法**

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

**3-2-④ 教養教育の実施**

**3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

(1)3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

本学では、基本理念・建学の精神を踏まえ本学の教育目的を学則に定めるとともに学部における教育目的を定めている。これらを踏まえ、学部でのディプロマ・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーの策定を行った。カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページに掲載して、すべての学生が閲覧できるようにしている。

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

ディプロマ・ポリシーを達成するために科目体系を策定、科目のシラバスに落とし込みシラバスに沿った教育を励行している。

ディプロマ・ポリシーにある「情報メディア基礎力」は、カリキュラム・ポリシーの『教養・情報メディア基礎科目』群では、高等学校教育からの連続性に留意した導入教育を実施する。幅広い教養とともに地域課題への問題意識の獲得を目的とし、情報メディア基礎力の涵養を図る。」に対応し、「専門能力」は、カリキュラム・ポリシーの「数理情報系」「社会情報系」「メディア表現系」の3系に分かれたコース専門科目群から構成され、情報メディアの活用とその多面的な活用を目指したそれぞれの分野における専門能力の涵養を図る。」に対応し、「地域貢献力」は、アクティブ・ラーニングによる授業展開を重視し、「まちを教室」にした実践的な学習機会を数多く設け、地域貢献力の涵養を図ることで対応させている。

以上のようにディプロマ・ポリシーの各項目にカリキュラム・ポリシーの項目を対応させ2つのポリシーの一貫性を保っている。

### カリキュラム・ポリシー

育英館大学情報メディア学部の教育課程は「教養・情報メディア基礎科目」群と「専門科目」群から構成される。学生が卒業するためには、「教養・情報メディア基礎科目」から40単位以上、専門科目から50単位以上、合計で124単位以上の単位取得が必要になる。

「教養・情報メディア基礎科目」群では、高等学校教育からの連続性に留意した導入教育を実施する。幅広い教養とともに地域課題への問題意識の獲得を目的とし、情報メディア基礎力の涵養を図る。

「専門科目」群は、「数理情報系」「社会情報系」「メディア表現系」の3系に分かれたコース専門科目群から構成される。情報メディアの活用とその多面的な活用を目指したそれぞれの分野における専門能力を涵養する。

学生が大学での学びに円滑に対応し自らの関心に応じたキャリア形成を行えるように、全学年で担任制を実施し、学生自身の学習計画策定および達成への支援を行う。

本学の教育課程全体において、アクティブ・ラーニングによる授業展開を重視し、「まちを教室」にした実践的な学習機会を数多く設けることで、地域貢献力を涵養する。さらに、支えあいながら学習し実践することで協働力を涵養する。

## 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 1. 教育課程の編成

育英館大学情報メディア学部の教育課程は「教養・情報メディア基礎科目」群と「専門科目」群から構成される。学生が卒業するためには、「教養・情報メディア基礎科目」から40単位以上、専門科目から50単位以上、合計で124単位以上の単位取得が必要になる。「専門科目」は、「数理情報系」「社会情報系」「メディア表現系」の3系に分かれたコース専門科目群から構成される。情報メディアの活用とその多面的な活用を目指したそれぞれの分野における専門能力を涵養する。学生が大学での学びに円滑に対応し自らの関心に応じたキャリア形成を行えるように、全学年で担任制を実施し、学生自身の学習計画策定および達成への支援を行う。本学の教育課程全体において、アクティブ・ラーニングによる授業展開を重視し、地域に関わる実践的な学習機会を数多く設けることで、地域貢献力を涵養する。また、教職課程を設置しており、中学・高等学校(数学)・高等学校(情報)の教員免許を取得可能にしている。

### 2. 授業計画(シラバス)の整備

本学では全授業についてシラバスを作成し、本学ホームページ上で公開している。シラバスの作成にあたっては、「カリキュラム編成会議」の委員が中心となってサンプルとなるシラバスを作成し、教員のシラバス作成の便宜を図っている。シラバスには、「授業科目区分」「担当教員」「科目分類コード」「オフィスアワー」「この科目のキーワード」「到達目標」「ディプロマ・ポリシーとの関連性」「授業の簡単な概要」「学習内容」「授業時間外での学修」「成績評価の基準と方法」「達成度評価(評価方法:合計100点)」「教科書・テキスト」「参考図書・参考文献等」「履修もしくは取得していなければならない科目」

「学習支援」「授業に関連する実務経験」が記載されている。「ディプロマ・ポリシーとの関連性」では、当該授業とディプロマ・ポリシーとの関連を明示するようにしている。学生への各授業の単位認定基準の周知は上述のシラバスへの記載を持って行っている。シラバス記載の「NDC」については、図書館における学修支援を見据え、シラバスに該当科目の日本十進分類法(NDC)に科目分類コードとして科研費細目表の細目番号を付与することとしている。LMS や学生便覧には、「教養・情報メディア基礎科目」および「専門科目」の3つの系「数理情報系」「社会情報系」「メディア表現系」履修系統図を作成し、履修計画のための指針を示している。【資料 3-2-1】

### 3. 単位制度の実質を保つための工夫

本学では単位制度の趣旨を踏まえ、単位の取りすぎを防ぐため、学則第 25 条において履修単位の登録上限を設け、原則として年間 48 単位までの単位履修を可能としている。ただし、1 年間に履修登録した単位のうち 90%以上が A 評価以上の場合、翌年次の履修登録において、履修登録上限を超えて履修登録をすることができるようにしている。キャップ制への周知は、新生には、初年次教育会議の教員が履修の仕方の指導を行い、2 年生以上の学生には、担任が各学生の状況に応じた履修指導を行っている。

(授業科目の登録及び登録の上限)

- 第 25 条 学生は、毎学期の当初において、履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数は、48 単位を上限とする。ただし、履修登録単位上限に含まれない科目を設定することができる。
- 4 前項に定める単位を 90%以上 A 以上の成績をもって修得した学生については、次の 1 年間、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

#### 3-2-④ 教養教育の実施

教養科目は「人文科学系」「社会科学系」「自然科学系」「語学系 A」「語学系 B」「健康とスポーツ系」「キャリアデザイン系」「情報・メディア系」に分かれている。日本語を母語とする学生は「語学系 A」からの 2 単位を含み、必修単位が 24 単位あり、卒業要件としては教養科目から 40 単位以上、かつすべての系から 1 科目以上の履修をしなければならない。

また日本語を母語としない学生は「語学系 B」から 8 単位以上を履修しなければならない。情報社会を生きていく上で必要となる基礎的な情報科学を学修する「情報教養 I」「情報教養 II」、「ビジネス・コンピューティング」、「データサイエンス・AI 入門」、情報の受容と発信についての基本的態度を学ぶ「メディア・リテラシー」なども教養科目として設置している。また、令和 5(2023)年度からは、情報メディア学部の特徴を活かすべく「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を開始し、リテラシーレベルの対応科目として「情報・メディア系」の科目群から設定をしている。【資料 3-2-2】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

情報メディア基礎・教養科目 自然科学系科目である数学基礎では、2023年度から学生の数学に関する多様な学習歴・習熟度に対応するため、クラスおよび担当教員を稚内本校2名、京都2名から稚内本校4名、京都校2名に増やした。数学基礎の開講クラスは、稚内本校で4クラス、京都キャンパスでは2クラスとなっている。【資料3-2-3】

情報メディア基礎・教養科目 キャリアデザイン系の基礎演習IIでは、2023年度から京都サテライトにおける学生数の増加や初年次教育の充実に対応するため、担当教員を4名に増やした。

本学は、全授業におけるアクティブ・ラーニングに対応する授業の割合を増やす取り組みを行っている。2023年度において、アクティブ・ラーニングに対応した授業は全体の7割以上に達している。

また、コロナ禍を経て、Zoomで繋いだハイブリッド科目(※対面とオンライン併用)におけるアクティブ・ラーニング授業に取り組み、その知見を共有して授業開発・改善に取り組んでいる。

授業方法の改善を進める組織は、FD・SD推進委員会であり、本委員会の企画・運営のもとFD研修会を実施し、授業方法の改善を進めている。

また、教員は「教育研究業績報告書」において授業の成果と次年度の目標を立て、それに従い授業改善を図る仕組みを構築している。教育研究業績報告書は自己点検委員会で集約を行っている。

#### (3)3-2の改善・向上方策(将来計画)

体系的な教育を行う大学等の正規の課程を文部科学大臣が認定して奨励している数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシー・応用基礎レベル)への申請を行って、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、それを適切に理解し活用する能力を育成する。今後、ハイブリッド授業におけるアクティブ・ラーニングの授業実践の成果を検証し、授業改善に繋げる仕組みの構築を行っていく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料3-2-1】 シラバス

【資料3-2-2】 カリキュラム表

【資料3-2-3】 教学改善事例

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1)3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」



### (2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、アドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシーの三つの方針に基づく教学マネジメントを推進するため、検証・改善するための定性的・定量的指標と具体的な評価の実施方法について、アセスメントプランを定めている。アセスメントプランでは、評価の目的、方法、視点などを定めており、それぞれの評価結果を自己点検評価委員会で集約し、学内外へ報告している。学内で共有された各種データに基づき、それぞれの委員会は改善施策に取り組んでいる。【資料 3-3-1】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に活用しているものとして、「授業評価アンケート」や「GPA、成績評価表一覧」「学生満足度調査結果」「就職状況一覧」「卒業時アンケート」などがある。「授業評価アンケート」はディプロマ・ポリシーに定める「3つの力」の修得に関する学生の自己評価などを把握するために活用している。教職員と学生は、科目ごとの集計値を学内ネットワークにより確認できる。【資料 3-3-2】

なお、学生には、各学期開始時に成績原簿で成績を通知しており、成績評価とともに素点も確認できるようにしている。これは、成績表の中で自分の理解がどの程度なのかをシラバスに記載されている成績評価の方法と基準と見比べながら確認できるようにするためである。

また、本学では、担任制をとっており、各学期開始時に、学生と教員時に教務担当職員が面談することとなっており、学生の成績結果などをもとにディプロマ・ポリシーに定める「3つの力」がどの程度伸びたか、また当該学期でどのような力を伸ばすか、またそのためにどのような科目を履修するかなどについて、教員はアドバイスをを行うこととしている。

学生には、卒業時に学位記と一緒に「ディプロマ・サプリメント」を交付している。これには、学年ごとの GPA や修得単位数、獲得した資格などが記されており、学生が取得した学位の内容が一目でわかるようになっている。

点検・評価結果は IR(Institutional Research)担当が学年ごとの GPA 一覧や必修科目の平均点一覧等を集約し自己点検評価委員会に報告し、自己点検評価委員会から学内ネットワークへ公開し、個々の教員における改善に向けての取り組みを促し全学的な体制で改善に結びつけられている。

### (3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

アセスメントプランで定められた収集する各種データについては、これまで収集することに主眼が置かれ、学生が少人数で即対応できるということもあり、データの活用については十分ではなかった。今後は入学生増も念頭において、教職員が学生を多面的に評価しやすい環境が整え、教員の授業改善や学生指導等にも各種データの一層の活用を推進するとともに、次年度以降も継続して評価と改善のサイクルを構築していく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 3-3-1】 アセスメントプラン

【資料 3-3-2】 令和 5 年度自己点検評価書

### **【基準3の自己評価】**

本学の基本理念・建学の精神を踏まえて教育目的が定められており、その教育目的実現のためのディプロマ・ポリシーが策定されている。ディプロマ・ポリシーに基づき科目体系の策定を行っており、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は保たれている。また、カリキュラム・ポリシーは、本学ホームページに掲載して、すべての学生が閲覧できるようにしている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成を行い、シラバスの整備がなされている。シラバスで、各授業とディプロマ・ポリシーの関連が明示されており、単位認定基準の周知はシラバスへの記載で行っている。単位制度の実質を保つ方法として、履修単位数の上限の適切な設定を行っている。また、各種教育により、教養教育は適切に実施されている。初年次教育でのリメディアル教育の実践、アクティブ・ラーニングに関する取り組みの浸透・授業内容の見直し、さらにハイブリッド授業でのアクティブ・ラーニングの授業の取り組みが実施されており、教授方法の工夫・開発が効果的に行われている。

本学では、アドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシーの三つの方針に基づく教学マネジメントを推進するため、検証・改善するための定性的・定量的指標と具体的な評価の実施方法について、アセスメントプランを定め、学修成果の点検・評価を行っている。具体的には、「授業評価アンケート」や「GPA、成績評価表一覧」「学生満足度調査結果」「就職状況一覧」「卒業時アンケート」などにより、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の結果は改善にフィードバックされている。

以上のことから、基準3を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

育英館大学の組織に関する規程第 3 条において、「学長は大学の学務を統括執行し、所属職員を指揮監督する。」と定めており、意思決定の権限は、学長にあることが示されている。

また、学長は、設置法人の理事を兼ねており、「理事会」と連携して大学運営することを可能にする体制がとられている。

さらに、自己点検評価の実施・改善等を実施する「自己点検評価委員会」および危機的事象に速やかに対応するために開催する「危機管理委員会」は学長が自ら招集、リーダーシップを発揮して迅速的確に対応できる体制を確立している。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学則第 47 条において、教授会で審議すべき事項を次のように定めている。

##### (教授会の審議事項)

第 47 条 教授会は、次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他本学の教育制度に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、復学、退学及び卒業に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 科目等履修生及び外国人留学生に関する事項
- (6) 聴講生に関する事項
- (7) 学長の諮問した事項
- (8) その他重要な事項

教学に関する本学的意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

また、学長を補佐するため副学長を稚内本校、京都キャンパスに各1人置いている。育英館大学の組織に関する規程第6条において、副学長は、「副学長は学長を補佐し、学長の命をうけて校務をつかさどるとともに、学長の事故ある時は学長の職務を代行する。」としている。

学則第45条において、「本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。」及び第47条において「教授会は、次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」とし、教授会の役割及び審議事項を定めている。また、学長は「教授会規程」において、教授会の審議事項などを定めている。【資料4-1-1】

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの職員配置と役割については、「育英館大学の組織に関する規程」「育英館大学事務処理規程」により定めており、適正かつ円滑な管理運営を図っている。これらの規程に基づき、事務分掌を明確にし、整齊かつ円滑な業務の遂行と事務の工夫・改善に努めている。【資料4-1-2】

また、教学関係の各委員会にも事務職員が参加し、各自が積極的に意見を述べ、委員会事務を掌ることにより、教員と職員が連携し委員会を運営しており、教職協働が十分機能しているといえる。さらに事務局長及び事務次長は、必要に応じて学内各部局の長と連携して、必要な調整を行うとともに、教職員間の連携強化を図るため、先頭に立って調整を図るなど、円滑な大学運営に寄与している。

#### (3)4-1の改善・向上方策(将来計画)

基盤となる体制は整備され運用できているので、今後は意思決定の円滑化と学長のリーダーシップの発揮という視点から、各種委員会をさらに適時・効果的に活用するとともに、規程についても今後は自己点検・評価活動を踏まえて定期的に見直していく

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料4-1-1】 育英館大学 教授会規程

【資料4-1-2】 育英館大学の組織に関する規程・育英館大学 事務処理規程

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1)4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

###### (2)4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学における専任教員は20人うち教授11人であり、これらの数値は大学設置基準で定められた教員数18・教授数9を満たしている。教員の採用および昇任については、「育英館大学 教育職員採用・昇格規程」に基づき行っている。【資料4-2-1】

採用の手続きは、次の通りである。

教育職員に欠員が生じた場合、学長がその欠員を採用により充足すべきか否かを教授会に諮る。教授会が採用による欠員充足の議決をした場合、学長は広く一般にその採用を公募する。そのとき公募の期限を定め、応募者(以下「採用候補者」という。)に対して履歴書その他必要な資料の提出を求める。採用候補者があった場合、学長は採用選考小委員会設置のための教授会を招集し、採用選考小委員会を設置する。採用選考小委員会は、学長を委員長とし、教授会構成員の中から4人の委員をもって構成する。その際、採用選考小委員会の構成は、欠員を生じた当該専門の関係者を含める。教授会は、前条の報告に基づき、第1順位の採用候補者について、採用選考小委員会が審査した資格による採用の可否を審議し、その可否を決定する。採用可の場合、学長は理事長にその採用を上申する。

教員の昇任については、「育英館大学 教育職員採用・昇格規程」に基づき昇格選考小委員会を設置し、教員の教育研究業績報告書を精査し候補者を検討する。その結果については教授会で審議を行い、昇任の可否を学長が決定する。

教育研究業績報告書は、毎年4月に自己点検評価委員会への提出を各教員に求めている(4月新規採用の教員を除く)。教育研究業績報告書には、担当科目、研究業績、担当学務、社会貢献活動等について記載するようになっている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法に関する教員の資質向上を担うのは学長を長とするFD・SD推進委員会である。【資料4-2-2】

各教員が提出した教育研究業績報告書に記載された前年度大学授業を行うに当たって工夫・意識した点、工夫・意識した大学授業を行った成果、当年度大学授業を行うに当たっての目標等を相互共有するFDを実施している。

また、すべての授業科目を対象とした学生による授業評価を毎学期末に実施している。教務部委員会が結果をとりまとめ、学生へ開示するとともに、大学ホームページにて公開している。

複数の教員団が担当する基礎演習 I・II や数学基礎といった授業科目では、学生による授業評価の結果に加え、学生の成績評価分布も踏まえた教育内容・方法等の改善へ向けた点検・議論を実施しており、その成果例も大学ホームページにて公開している。

### (3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

現在申請中の文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」の認定後を見据え、情報系教員の新規採用を計画している。数理・データサイエンス・AI 教育プログラムについては、現在所属している数学系および情報系の教員でも対応可能で

あるものの、数理・データサイエンス・AI 分野を専門とする教員を採用することで、同分野の教育・研究の拡充を図る。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の更なる資質向上については、大学として組織的に取り組まなければならない最重要事項と認識している。具体的には、FD・SD 推進委員会を中心に北海道大学高等教育研修センター等の他大学で開催される FD 関連研修等の情報収集を継続し有益な情報は学内で共有する。そして、本学の特性や社会情勢の変化を踏まえて、学修者本位の教育へ向けた改善について教授会や学科会議等において不断に議論して行く。

##### 【エビデンス集 資料編】

【資料 4-2-1】 育英館大学 教育職員採用・昇格規程

【資料 4-2-2】 育英館大学 FD・SD 推進委員会規程

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学運営に関わる職員の資質・能力向上に関する取組みを担うのは学長を長とする FD・SD 推進委員会である。【資料 4-3-1】

過去 3 年間の SD 研修会開催状況は次の通りである。

<2021 年度>

- ・コロナ禍における感染した学生への対応について(事務局職員対象)
- ・高等教育における障害のある学生の支援に関するオンライン研修会(全員対象)

<2022 年度>

- ・公的研究費研修会(全員対象)
- ・防災訓練(避難所の開設・運営)研修(全員対象)

<2023 年度>

- ・発達障害のある学生の支援 それぞれの未来に開かれた学生生活のためにできること(全員対象)

##### (3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

職員の更なる資質向上については、教員対象の FD と同様に大学として組織的に取り組まなければならない最重要事項と認識している。具体的には、FD・SD 推進委員会を中心に日本学生支援機構等の他機関で開催される SD 関連研修等の情報収集を継続し有益な情報

は学内で共有する。そして、本学の特性や社会情勢の変化を踏まえて、学修者本位の大学運営へ向けた改善について教授会等において不断に議論して行く。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-3-1】 育英館大学 FD・SD 推進委員会規程

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

###### (2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では産学官連携及び地域連携の推進窓口として「地域創造支援センター」が設置されている。【資料 4-4-1】

また、科学研究費をはじめとする外部資金の申請、執行等に関する事務手続きを管理しているのは、大学事務局総務課となっている。【資料 4-4-2】

また、共同研究や受託研究獲得に向け、本学ホームページでは各教員紹介欄に研究テーマのキーワードや研究課題を掲載している。

その他、本学教員の研究成果を公表する機会として、『育英館大学紀要』を毎年発行している。また「育英館大学学術機関リポジトリ」を設置し、本学紀要などの研究成果の公表の場としている。

本学の専任教員には、稚内本校では個別に研究室が割り当てられており、教育・研究に必要な機器が整備されている。

京都キャンパスでは、部屋数の不足から個室は設けていないものの、専任教員の居室である「教員室」を整備しており、そこで研究活動を行っている。また、ミーティング・共同作業などの必要に応じて、教員が京都キャンパス内の施設を活用できるようにすることで、研究活動を支援している。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26(2014)年 8 月 26 日決定)」に基づいて、「育英館大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、本学における不正行為又はその恐れのある行為を防止する体制を整備している。また、教授会で毎年内容の確認を行っている。

【資料 4-4-3】

また、全教員は日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース」を受講しており、新任教員については着任時に受講を義務付けている。

研究費の運用に関しては、研究費の取り扱い基準を設け、全教職員に対して実施し、不正防止に努めている。【資料 4-4-4】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【事実の説明】

本学では、「個人研究費取扱規程」に基づいて、専任教員に対して研究費が配分されている。これに加え、予算内ではあるが、学会などで研究成果を発表する際は「個人研究費取扱要領」に基づいて、交通費・宿泊費を支給することとしている。【資料 4-4-5】

また、教員の専門分野に関連する受託事業については、教員の研究環境の整備や研究活動の活性化を目的として、当該教員と協議の上で、受託事業費から適切な費用を教員へ配分している。【資料 4-4-6】

#### (3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究環境の整備については、学内予算及び外部資金の活用による更新や新設等、適切な対応を検討する。

研究倫理については、研究倫理及びコンプライアンス教育の徹底を継続する。

研究シーズの積極的な発信や地域企業、地域自治体との連携強化を通じて、積極的な外部資金導入を支援する。

##### 【エビデンス集 資料編】

【資料 4-4-1】 育英館大学 地域創造支援センター規程

【資料 4-4-2】 育英館大学 公的研究費補助金取扱に関する規程

【資料 4-4-3】 育英館大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料 4-4-4】 学校法人北辰学堂 個人研究費規程

【資料 4-4-5】 個人研究費取扱要領

【資料 4-4-6】 育英館大学 受託事業規程

#### [基準 4 の自己評価]

大学の使命・目的の達成のため、適切な教学マネジメントが構築され、教育・研究に必要な教員及び職員を配置し、FD・SD 研修や教員との協働を通して資質能力向上に取り組んでいる。

また、研究環境を整備・有効活用しており、研究倫理に関する規程を整備し運用している。

研究活動への資源の配分も適切に行われている。

以上のことから、基準 4 を満たしている。



## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人北辰学堂 育英館大学は「寄附行為」を根本規則としており、寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づく私立学校を設置し、平等と平和及び共生の精神を涵養し、国家・社会及び国際社会へ貢献できる人材の育成を目的とする。」と定め、教育基本法及び学校教育法をはじめとする関連法規を遵守し運営している。

また、寄附行為第 11 条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、寄附行為第 13 条に「理事長は、学校法人を代表し、すべての業務を総理する。」と規定しているとおり、ガバナンスを構築することにより、理事会及び理事長のそれぞれに経営責任を果たす義務があることを明確化している。【資料 5-1-1】

更に、育英館大学コンプライアンス推進規程第 1 条には、「育英館大学におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的とする。」と規定し、同第 2 条において、「本学の教職員が業務遂行に当たって、関係法令や学内規定等を遵守するとともに、高い論理感に基づき良識ある行動をとること。」を規定している。【資料 5-1-2】

学校法人北辰学堂公益通報に関する規程第 1 条には、「公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)その他関係法令に基づき、法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、本法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。」と規定し、同第 3 条に担当窓口を明確にすることでその実効性を高めている。【資料 5-1-3】

その他、経営の規律と誠実性の維持を表明するために学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する教育情報・財務情報を本学ホームページに公表している。

以上のことから、本法人は、教育基本法及び学校教育法をはじめとする関連法規を遵守しているなど、経営の規律と誠実性を維持されていると自己評価している。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

育英館大学学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育を行い地域社会に貢献し、「明德」「格物到知」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする。」と本学の目的を掲げている。

この本学の目的の実現を継続的に実現するため、中長期的な財政運営の確立を目指し 5 年間に計画期間とする「経営改善計画」を策定し、経営改善に取り組んでいる。現在の計

画は令和5年度までを計画期間としているものであり、令和6年度からは新たな5か年を計画期間とする経営改善計画を策定し、今後も着実に実施していく予定である。

教育の理念の実現に向けて、法令及び「寄附行為」第11条に規定する「理事会」並びに、同第19条に規定する諮問機関としての「評議員会」を設置し、必要に応じ随時開催し、法人の目的に即した議事運営を行っており、本学の目的を実現するために、毎年度、事業結果を取りまとめた事業報告を作成しており、教職員が共通認識を持つように努めている。

大学における教育研究活動等の実績について、本学ホームページで情報公開している。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 1. 環境保全への配慮について

環境保全への配慮に関しては、暖房、照明の細やかな停止等の奨励を行っているほか、学内照明のLED化の完全実施に向けて計画的に改良を進めている。また、対面の会議時には教職員がノートパソコンを積極的に活用しているほか、教授会などはWeb会議を導入するなどペーパーレス化も積極的に取り組んでいる。その他、学内で発生する紙類や容器包装プラスチック、ペットボトル等の分別収集など、リサイクル活動を推進している。

キャンパス内及び敷地内を全面禁煙とし、教職員及び学生に対して健康教育への理解と協力を求めている。

北海道などが主催する地球温暖化防止を目的とする「緑化プロジェクト実行委員会」の一員として毎年、教職員や学生が積極的に環境保全活動に関わっている。その活動の一環として稚内本校周辺においては植樹活動も進めている。

#### 2. 人権への配慮について

人権問題に関しては、「学校法人北辰学堂ハラスメント防止に関するガイドライン」に基づき、必要な事項を定める「学校法人北辰学堂ハラスメント防止規程」を策定し、教授会に、ハラスメント防止委員会を置いている。【資料5-1-4】【資料5-1-5】

「ハラスメント防止に関するガイドライン」は本学ホームページに公開している。

個人情報に関しては「育英館大学個人情報保護規程」を制定し、個人の権利利益の保護を図っている。【資料5-1-6】

学長を長とする「育英館大学FD・SD推進委員会規程」を策定し、全学的なFD・SDの計画を策定し、執行している。【資料5-1-7】

#### 3. 安全への配慮について

建物の安全性に関しては、稚内本校、京都キャンパスともに校舎は、昭和56(1981)年以降に建築されたものであり、建築基準法の新耐震基準に適合している。

安全管理に関しては、「育英館大学危機管理規程」に則り、危機管理体制を整備している。【資料5-1-8】

災害対策としては、稚内本校が稚内市の指定避難所(土砂災害・地震・津波・洪水)に指定されていることから、稚内本校の学生や教職員を対象に避難所開設者としての対応ができ

るよう、毎年、稚内市と連携した防災訓練(防災講話・防災訓練)を実施している。災害発生時における近隣住民等を含めた生命の安全確保を視野に入れ、指定避難所としての取り組みを進めている。

その他、両校舎に防火管理者を置き、消防署の協力の下、年1回の火災消火・避難誘導等の実施訓練をしているほか、AED(自動体外式除細動器)を設置していることで施設利用者の安全確保に努めている。

これらの他、災害発生時及び暴風雪などによって校舎閉鎖の措置が必要な場合等に備え、LMS および Facebook を用いた緊急連絡システムを活用して速やかな対応に努めている。

### (3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本法人として、今後も引き続き学校教育法や私立学校法をはじめとする関連法令及び諸規則を遵守し、規律ある組織運営に当たっていくほか、今後も教育の理念に基づいた人材育成を継続して行っていく。

私立学校法の改正に伴い、ガバナンスの実効性を高める意味から学校法人に従来から設置されてきた各役員等の役割や権限、就任制限の見直しを進め、寄附行為を改定するほか、経営改善計画に基づき、より一層経営の規律と誠実性の維持に努めていく。

今後も防災対策を含む環境保全体制を整備していく。

#### 【エビデンス集 資料編】

- 【資料 5-1-1】 学校法人北辰学堂 寄附行為
- 【資料 5-1-2】 育英館大学 コンプライアンス推進規程
- 【資料 5-1-3】 学校法人北辰学堂 公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-4】 学校法人北辰学堂 ハラスメント防止に関するガイドライン
- 【資料 5-1-5】 学校法人北辰学堂 ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-6】 育英館大学 個人情報保護規程
- 【資料 5-1-7】 育英館大学 FD・SD 推進委員会規程
- 【資料 5-1-8】 育英館大学 危機管理規程

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1)5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

当該法人は、「学校法人北辰学堂 寄附行為」第 11 条第 2 項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、理事会を当該法人の意思決定機関と位置付けている。また、同第 13 条に「理事長は、この法人を代表し、そのすべての業務を総理する。」と定めている。【資料 5-2-1】

学校法人北辰学堂の管理運営に関しては、私立学校法に基づき、寄附行為に定めるところにより、理事会は適切に運営されている。

令和5(2023)年度の理事会は、令和5(2023)年4月、5月、6月、12月、令和6(2024)年3月に開催している。理事会における理事の出席状況も良好であり、欠席時における意思表示も適切に行われている。

法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する監事は2人置いており、理事会開催にあたっては、必ず監事1人以上が出席して理事会の運営を監査している。

以上のとおり、私立学校法の定めるところにより理事会の組織について問題なく体制を整備、運営しており、使命・目的の達成に向けて適切に意思決定ができています。

### (3)5-2の改善・向上方策(将来計画)

地方の私立大学を取り巻く環境は大変厳しくなっており、教育の質の確保及び学校法人としての社会的要請への対応が不可欠となっている。このような状況の中で理事会は、積極的に学校運営に参画できるよう、理事の人選については役員等の交代時期等において適材が得られるように努める。

理事会は既に一部にリモート会議を導入している。引き続き、関係法令及び「寄附行為」を遵守し、法人の使命・目的達成に向けた適切な運営を行っていく。

その他、私立学校法改正により、役員が責務が明確化されたことから、理事会では迅速かつ的確な意思決定を推進していく。

#### 【エビデンス集 資料編】

##### 【資料 5-2-1】 学校法人北辰学堂 寄附行為

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1)5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2)5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学の目的を達成するため学校法人としての管理運営は「学校法人北辰学堂 寄附行為」に従い行っている。予算や事業計画、事業に関する経営改善計画、寄附行為の変更について、評議員会に諮問し意見を聴くなど、学校法人としての意思決定が機動的に対応できるようにしている。必要に応じて理事長が理事会を招集して、重要事項を迅速に決定できる体制をとっている。理事会の構成員に理事長が学長を兼務しているほか、事務局長などを含め構成されている。【資料 5-3-1】

評議員の選任や評議員会への諮問も「学校法人北辰学堂 寄附行為」に従い適切に行われており、評議員会への評議員の出席状況も良好である。

大学においては、教授会は、毎月 1 回以上開催され、事務局とも連携をとりつつ、「育英館大学学則」第 47 条に規定されている重要事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック機能性

「学校法人北辰学堂 寄附行為」第 11 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しているとおり、理事会を当該法人における最高意思決定機関としている。また、理事会での意思決定にあたり、同第 21 条に定める事項については「理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」とされているため、理事会の議決前には評議員会を開催し、意見を徴収している。

当該法人のガバナンスは、同第 7 条に基づき 2 人の監事を選任し、第 7 条の 2 により、法人の業務や財産の状況のほか、理事の業務執行の状況等について監査している。監事は同条により理事会に出席して意見を述べる事等により理事会に対するチェック機能が働いており、適切に監事の職務を執行している。

監事を選任については、「学校法人北辰学堂 寄附行為」第 7 条第 1 項において、「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としており、監事を選任は独立性が確保されており適切に行われている。

内部監査としては、「学校法人北辰学堂 内部監査実施規程」に基づき実施しているほか、外部監査は、監査法人に会計監査を依頼しており、監事と監査法人との連携により、監査の実効性を高めるようにしている。【資料 5-3-2】

#### (3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

当該法人は、私立学校法に対応し、現在の管理運営機関の円滑な意思決定、相互チェックを確保しつつ、相互チェックの実効性を高めており問題は感じられないものと判断している。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人北辰学堂 寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人北辰学堂 内部監査実施規程

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1)5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

## (2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

当該法人は、文部科学省の集中経営指導法人に指定されているため、中期計画として5か年を計画期間とする「経営改善計画」が求められている学校法人であることから、この計画に基づく執行管理により、適切な財政運営の確立に取り組んできた。このことに伴い、毎年度ローリングによる5か年計画を作成し同省に提出している。

このことにより経営指導やヒアリング、実地調査を受けており、経常収支差額がプラスに転じるよう経営改革を進めてきた。その結果、経常収支差額は令和4年度決算時から黒字に転換しており、以降も収入超過の状態を継続している。

これら事業に関する中期的な計画としては、「寄附行為」第21条第2項に定めるとおり、評議員会に理事長が諮問し、その後に理事会で議決されている。

本学の学生確保に向けて、稚内本校においては主に北海道全域から、京都キャンパスでは関西圏を中心にその確保に取り組んでいる。また、外国人留学生の受け入れも積極的に進めており、東南アジア諸国を核とする学生数の確保拡大に取り組み、学生生徒等納付金などの収入が、より多く確保できるように取り組みを進めている。

また、毎年度の予算編成方針は「経営改善計画」に基づく内容を踏まえ、経営黒字化を実現させるように努めることとしているほか、決定した予算を適切に執行することにより、将来に向けた財政運営を維持継続していけるように努めている。

事業年度終了時には、遅滞なく決算手続きを完了させた後、監事の意見を付した計算書類等を評議員会に諮問し、理事会の承認を得ている。

今後は、新たな5年間を計画期間とする「経営改善計画」を策定し、適切な財務運営を図ることができるよう進めていく。【資料 5-4-1】

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した学校法人経営に向けて、収支バランスを保つために学生数を増加させていくことが求められる。学校法人全体としての経営健全化を図るため、様々な取組みを進めている中、学生募集対策については戦略的に各地域を訪問し学生確保を目指している。その他、プライベートオープンキャンパスによる募集活動や広報戦略による効果も徐々に表れている。

その他、令和4年度より留学生別科を開設している。その後の入学者の増加につながっていることで在籍学生数が回復傾向にある。結果的に学生生徒納付金収入などの収入確保に結びつき、経常収支差額が令和4年度決算からプラスに転じている。

併せて、各種国庫補助金の積極的な獲得のため様々な取組みを行っているほか、稚内市より運営補助として毎年5千万円(5年間)の支援を受けている。今後の支援に関しては稚内市と協議を継続していく。

諸経費の削減について、人件費の給与5%削減、及び賞与の支給停止を継続している。事務局長の人件費は稚内市から支給している。

なお、借入金等の外部債務は無い。

本学の教育研究活動を継続的に発展させていくためには経営が安定し健全であることが重要であり、そのための、財政基盤の安定化策として「経営改善計画」により、財政基盤

の確立を目指している。

### (3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

今後も入学定員の確保に取り組み、学納金収入の増収を図る。令和 5(2023)年度で終了となった「学校法人北辰学堂 経営改善計画」を検証・見直し、新たに継続する経営改善計画(令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度)に基づき、適切な財政運営の確立と収支バランスを確保しながら経常収支額の黒字継続を目指していく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 5-4-1】 令和 5 年度 学校法人北辰学堂 経営改善計画

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1)5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、会計担当者が実務を行っている。正確かつ迅速な会計処理を行うために、学校法人会計基準に準拠している「学校法人北辰学堂 経理規程」に基づき経営状況を明らかにしている。また、会計処理上の不明な点や判断が難しいものがある場合には、随時、監査法人である公認会計士に相談・指導を仰ぎ、適切な会計処理を行っている。

予算編成については、毎年度予算編成方針に基づき、各委員会等からの予算申請をとりまとめ、要求内容の査定・調整を行ったうえで予算案を編成したのちに評議員会に諮問し、理事会で承認を得ている。【資料 5-5-1】

予算執行に際しては、「学校法人北辰学堂 事務決裁規程」に基づき、各職制の権限を規定し決裁している。また、必要がある場合には予算とのかい離がないよう補正予算編成を行っている。【資料 5-5-2】

監査法人による会計監査を受けており、計算書類に対する根拠資料と会計処理の妥当性の検証が実施されている。監査法人からは、学校法人会計基準に準拠し適正に処理されているとの意見が表明されている。

決算認定については、年度ごとに「評議員会」で意見を聞いたのち、「理事会」での議決を経て確定している。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

内部監査は、「学校法人北辰学堂 内部監査実施規程」により実施しており、すべての会計取引に関する精査をしており、不正、遺漏を防止するとともに、経営能率の向上を図

ることも目的に含め監査している。【資料 5-5-3】

会計監査は、外部の独立監査法人による監査を毎年滞りなく実施している。中間監査、期末監査を実施し、監事との意見交換も実施している。監査結果報告書では、2 人の公認会計士が「計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、当該学校法人の経営の状況及び財政状況を適正に表示している。」と報告している。

監事 2 人は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事監査を実施しているほか、公認会計士と綿密な連絡を取りながら本学の寄附行為に基づき、業務及び財産について監査を実施している。また、監事は理事会、評議員会の開催時に出席し、学校法人の業務と財産の状況のほか、理事の業務執行の状況を監査している。

以上により、会計監査の体制が整備されており、厳正に監査が実施されていると自己評価している。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人北辰学堂 経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人北辰学堂 事務決済規程

【資料 5-5-3】 学校法人北辰学堂 内部監査実施規程

#### (3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

会計処理の適正化と厳正な会計監査の実施に当たっては、様々な情報を速やかに入手し、引き続き適正な会計処理を実践していく。また、今後も学校法人会計基準及び「学校法人北辰学堂経理規程」等を準拠し適正な会計処理を行う。また、公認会計士及び監事とのコミュニケーションを密にするとともに、適正な経理事務の継続に努めていく。

#### 【基準 5 の自己評価】

当該学校法人の管理運営は、教育基本法及び学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令の遵守と「学校法人北辰学堂 寄附行為」をはじめとする諸規則に基づき、適正に組織運営を行っている。

財務については、安定的な学生確保が厳しい状況ではあるが、今後の学生確保のために学生の就職指導やインターンシップの活性化のほか、少人数教育などを更に充実させていくこととしている。その他にも学習環境面の整備として、パソコンやネットワーク環境等の早期改善などにも積極的に取り組み、学生の環境向上につながる対応も進めている。

会計処理は、引き続き学校法人会計基準を遵守し、監事による監査や、監査法人の監査を適切に受け、透明性が高い処理を実施していく。

本法人は学校法人北辰学堂 経営改善計画を策定し、「財務健全性の確保」を重点項目に掲げ健全な財政運営の実現を目指している。

以上のことから、基準 5 を満たしている。



基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

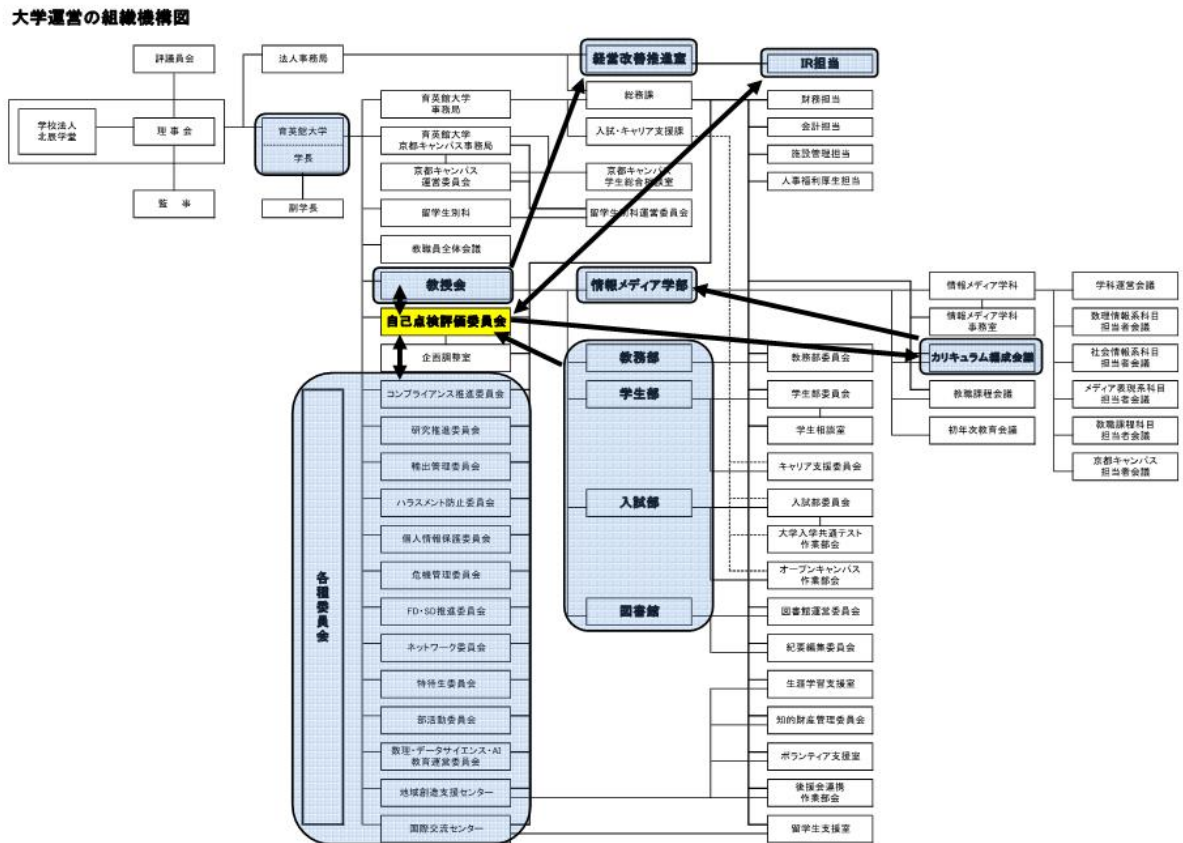
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

内部質保証に関する全学的な方針は「内部質保証に関する全学的な方針」において明記している。【資料 6-1-1】

内部質保証は「自己点検評価委員会」が中心となって行っており、自己点検評価委員会は関係する部署と情報共有を行っている。各部署の責任体制を明確にするための組織構築をしており、部署の配置については【図 6-1-1】 に示す。

【図 6-1-1】 内部質保証のための組織体制



内部質保証の中心となる自己点検評価委員会の委員は、学長、副学長（稚内本校、京都キャンパス）、学部長、教務部長、学生部長、入試部長、図書館長、事務局長、委員長が指名する事務職員から構成されている。このため各委員は自己点検・評価の検討中から担当する業務に対する改善の必要性を意識し、大学改革の PDCA サイクルの円滑な遂行に努めている。

教授会では、大学の自己点検の報告を受け、その承認を行っている。【資料 6-1-2】

また、自己点検評価委員会は結果を経営改善推進室へ報告を行っている。

### (3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証のために、現在の実施体制のもとで自己点検および評価活動の実施に努め、改善活動の継続的強化を図る。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 6-1-1】 内部質保証に関する全学的な方針

【資料 6-1-2】 育英館大学 自己点検評価に関する規程

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価は、各教員の業績報告書と各委員会の自己評価を毎年提出してもらい、自己点検評価委員会でまとめた上で、学内で共有している。これら結果に基づいて平成 29(2017)年度の日本高等教育評価機構による認証評価の受審の他、文部科学省指導のもと進めてきた経営改善計画を進めており、自主的・自律的な自己点検・評価を実施してきた。

自己点検の結果については、最新の自己点検評価報告書および経営改善計画の事業報告書を大学ホームページに掲載している。このことにより自己点検の結果を、学外に対して公表するとともに、学内で共有している。【資料 6-2-1】

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【事実の説明】

現状把握のための調査およびデータ収集に関しては、アセスメントポリシーに基づき、【表 6-2-1】に示す調査を実施している。集計したデータは「IR 担当」が中心となり分析を行い、自己点検評価委員会に報告している。それら調査結果は支援対策や授業方法の向上および自己点検・評価ならびに経営改善計画の事業報告に活用している。【資料 6-2-2】

【表 6-2-1】 自己点検・評価に関する調査収集内容

収集内容	時期
学生数、教員数、などの基礎データ	毎年度
入学生試験区分、入学試験成績、入学生出身高校評点	毎年度
アセスメントテスト（外部）	毎年度
休学率、退学率	毎年度
成績（GPA、単位取得状況等）	毎年度
就職率、進学率	毎年度
「学生満足度調査」	毎年度
学生による授業評価アンケート	前期・後期
卒業時アンケート	毎年度
卒業生アンケート	2年に1度以上
就職先企業への本学卒業生に関するアンケート	3年に1度以上

### (3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

毎年の自己点検・評価活動の実施に努め、改善活動の継続的強化を図る。

自己点検に必要なデータの収集と分析を行い、エビデンスに基づいた自己点検・評価を継続していく。

今後も社会のニーズとともに、経営改善計画に沿った大学改革の中長期的な方針に反映されるように、適切な自己点検・評価を進めていく必要がある。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 6-2-1】 令和5年度 育英館大学事業報告書

【資料 6-2-2】 令和5年度 育英館大学自己点検評価書

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

アドミッション、ディプロマ、カリキュラムの三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うため、教授会では、自己点検評価委員会からの報告を受け、その承認を行っている。自己点検・評価の結果について教授会が改善の必要を認める事項については、各部署等の長がその改善に努めることになっている。【資料 6-3-1】

各部署では、前年度の自己評価と自己点検評価委員会からの報告に基づき、当該年度の活動を行い、その結果を委員会自己評価として提出することになっている。また、各教員

の教育研究業績報告書も同様に提出し、授業改善等に反映させている。【資料 6-3-1】

また、カリキュラム改革に必要な報告となった場合は「カリキュラム編成会議」において、カリキュラムの検討がなされる。

### (3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後も自己点検評価委員会によって、継続して毎年自己点検評価書を作成し、教育研究活動および管理運営について確実に PDCA サイクルを履行していく。

各部署や教員からの提出を求めている「委員会等自己評価報告書」や「教育研究業績報告書」については点検内容について検討を行い、必要に応じて記載内容の項目を更新していく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 6-3-1】 育英館大学 自己点検評価に関する規程

### 【基準 6 の自己評価】

自己点検・評価を適切に実施するため本学では自己点検評価委員会を設け、委員会構成メンバーは教育研究、経営管理関連の責任者で構成されており全学的な取組としている。

自己点検・評価は、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施するため、定期的なデータの収集、分析を行うとともに、その結果は自己点検評価書として Web ページで公表し、学内でも共有している。

本学では、教授会、各種委員会、学科、部局のそれぞれの責任者が自己点検評価委員会等の委員として自ら検討作業に関わることで、着実に PDCA サイクルが回る仕組みが確立し機能している。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携及び地域貢献

##### A-1. 地域との連携関係の構築

##### A-1-① 地域の高等学校との連携

##### A-1-② 地域との連携

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### A-1-① 地域の高等学校との連携

本学は宗谷管内唯一の高等教育機関ということもあり、開学以来、稚内市はもとより近隣町村とさまざまな取り組みを協働してきたが、平成 26(2014)年度「地(知)の拠点整備事業(COC 事業)」に選定されたことを契機に、地域の自治体あるいは関係機関との連携関係を明確にするため包括連携協定を結んでいる。平成 26(2014)年に稚内市と包括連携協定を結んだのをはじめとして、平成 28(2016)年には近隣の豊富町と猿払村さらに北海道宗谷総合振興局とも包括連携協定を結び、地域のシンクタンクとしての役割はもとより、学生の派遣など大学として地域課題の解決のため連携していくことを確認している。

##### 【資料 A-1-1】

具体的には連携協定に基づき、北海道宗谷総合振興局の「若手職員の早期育成プログラム」講師を本学教員が担当をしている。また「宗谷地域づくり連携会議」等各種会合に出席している。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

本学は宗谷管内唯一の大学として、高等学校との連携を図っている。稚内北星学園大学時に稚内市内の道立高校 1 校と私立高校 1 校との三者包括的連携に関する協定を結び、大学進学率の低い宗谷管内において、本学のみならず広く大学で学ぶことの意味について考えてもらう機会の一助として、稚内市内の高校を中心に継続的に出前授業や高大連携授業、進路研修を行っている。

稚内市内の高等学校からの要望で時間講師ならびに非常勤講師として本学教員の派遣も継続的に行っており、令和 5(2023)年度は時間講師 1 人、非常勤講師 2 人を派遣している。

そのほかにも北海道南富良野高等学校との連携を行い、カーリングを核とした連携を行っている。

また、京都キャンパスにおいても育英館大学と京都廣学館高等学校、ルネサンス大阪高等学校、明德義塾中学・高等学校と協定を結んでいる。京都廣学館高等学校とは、高等学校の 1 年次から 3 年次までを通じて本学での学修を進めていく教育課程を構築しており、令和 6(2024)年度から実施する。令和 5 年(2023)年度には、飛鳥未来高等学校大阪校において、情報技術に関心をもつ高校生に対しての全 6 回の特別講座を前期・後期に 2 回実施した。そのほか、令和 5(2023)年度には高校生に対する情報メディア分野の講座を 4 校に対して実施した。【資料 A-1-4】

### A-1-② 地域との連携

本学は、ディプロマ・ポリシーの中で「地域の課題を意識し、仕事や社会生活において主体的かつ協調的にその解決に取り組む能力」を身につけるべき能力としてあげており、この能力の達成には、地域との連携が欠かせない。

地域との連携の1つとして、大学と地域との連携をサポートする組織の育英館大学後援会(以下、「後援会」という。)がある。後援会は、市内 125 の企業や団体などが加盟しており、学生の活動をはじめ、本学の授業や研究等で地域との窓口的な役割も担っており、大学の活動を多岐に渡ってサポートしている。【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

#### (3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は今後も本学後援会の意見も取り入れつつ、地域のシンクタンクとして地域との連携を重視して、自治体・教育機関・企業・NPO 団体など一層の連携強化を図っていく。

高等学校との連携においては「高校の授業で大学の先生に教えてもらい、この大学へ来ることになりました」というように、これら連携を通して本学で学ぶことに興味をもち、入学してきた学生もいるため、さらなる内容改善を図り、現在以上に大学と高等学校との距離を縮めて、高等教育の意義を伝えていく。

#### 【エビデンス集 資料編】

【資料 A-1-1】 包括連携協定先一覧

【資料 A-1-2】 令和 5 年度(2023 年度)宗谷総合振興局若手職員の早期育成プログラム「キャリアナビ」の講師派遣について

【資料 A-1-3】 令和 5 年度 宗谷地域づくり連携会議出席者名簿

【資料 A-1-4】 高等学校との包括連携協定書

【資料 A-1-5】 育英館大学後援会会員名簿

【資料 A-1-6】 育英館大学後援会会報

### A-2. 大学が有している物的・人的資源の地域社会への提供

#### A-2-① 地域の教育力向上

#### A-2-② 知の提供とボランティア

#### A-2-③ 地域のイベントへの参加

#### A-2-④ 教員免許更新講習

#### A-2-⑤ 受託事業

#### A-2-⑥ 審議委員など地域への人的資源の提供

#### A-2-⑦ 施設開放

##### (1)A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

##### (2)A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-2-① 地域の教育力向上

近隣町の小中学校とは、令和 5(2023)年度は、学生が主体となって行う豊富町での「学びの教室『サマーチャレンジ 2023』」(4 日日程)など延べ 22 人の学生が計 3 回の小中学生への学習支援活動を行った。【資料 A-2-1】

### A-2-② 知の提供とボランティア

生涯学習支援室が所管となり令和 5(2023)年度はラジオによる講座を含め計 22 講座を開講した。【資料 A-2-2】

小中高校の大学見学による体験学習や出前講座については令和 5(2023)年度は計 9 回行った。

また、学生ボランティアには令和 5(2023)年度は 19 の催しに延べ 82 人が参加した。

【資料 A-2-3】

### A-2-③ 地域へのイベントへの参加

本学は、まちを教室にスローガンに掲げ、市内で行われる様々な地域活動及びイベントへも大学として積極的に参加しており、令和 5(2023)年度は稚内白夜祭、北門神社祭(7 月)、稚内みなと南極まつり(8 月)、わからないコーヒーフェスティバル(2 月)など、市内の代表的なイベント等の企画・運営にも携わっている。【資料 A-2-4】

### A-2-④ 教員免許更新講習

本学は、地理的条件のため遠隔地での講習を受けにくい近隣市町村の教員からのニーズが高いこともあり教員免許更新講習が実施されていた令和 3(2021)年度まで開講しており、本学が講習を実施していた平成 25(2013)度から令和 3(2021)年度まで計 81 講座を開講して、2,037 人の受講者があった。内容に関しても大学独自で事前事後アンケートを取ること、受講者の要望に応えながら、現場に戻ってすぐに役立つ講習を目指していた。

### A-2-⑤ 受託事業

地域創造支援センターが窓口となり、令和 5(2023)年度は 4 件の受託事業を行った。内容的には、「稚内観光マイスター」試験問題作成、映像制作、Web システム構築及び保守など、情報メディアという本学の専門性を活かせる事業を受託している。これら事業の中には教員だけではなく学生が関わった案件もあり、学生の実践的な学びの場として機能している面もある。【表 A-2-1】

【表 A-2-1】 令和 2(2020)年度～令和 5(2023)年度 受託事業数

令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
5 件	5 件	8 件	4 件

### A-2-⑥ 審議委員など地域への人的資源の提供

人的資源の提供としては、専任教員を稚内市の各種審議会や委員会の委員をはじめ、公的な性格をもつ団体の委員や評議員、稚内市内の高等学校時間講師として派遣しており、令和 5(2023)年度は教員の過半数が近隣自治体の審議委員等を務めている。【資料 A-2-5】

**A-2-⑦ 施設開放**

大学図書館の一般市民利用は、一般学生と同様に平日 10:00～18:00 となっており、2週間で 5 冊までの貸し出しを認めている。令和 5(2023)年度の利用者数（学生含む）は 2,936 人（貸出冊数 1,037 冊）で、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 年間の利用者人数は 8,022 人（貸出冊数 3,224 冊）となっている。【表 A-2-2】

本学の講堂・体育館・教室・実習室などについても校務に支障のない範囲で積極的に貸し出すようにしており、学校のクラブ活動や各種研修会・研究会で利用されている。

令和 5(2023)年度の利用は 54 件となっている。また、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度については、新型コロナウイルス感染予防のため講堂・体育館等の貸し出しは行っていない。

【表 A-2-2】 施設の開放状況

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
図書館利用者数 (貸出冊数)	2,487 人 (983 冊)	2,599 人 (1,204 冊)	2,936 人 (1,037 冊)
体育館・講堂	- 件	- 件	48 件
教室	- 件	- 件	6 件

図書館利用者数は述べ数、( )内の数字は貸し出し冊数

**(3)A-2 の改善・向上方策(将来計画)**

今後も、人的・物的資源を積極的に社会へ提供していくが、さらに社会のニーズをくみ取った公開講座の開講や、教員の専門性を広報することで大学の存在を広くアピールする。

図書館を含めた大学施設の一般市民利用はある程度定着しているが、大学ホームページ・大学広報誌などを通じて一層の利用を促す。

地域の教育力向上のための学校機関との連携については、高等学校のみならず周辺地域の小中学校からも大学という場を知るための機会を求められているので、宗谷管内唯一の大学として、今後とも大学の役割を積極的に伝えていく。

**【エビデンス集 資料編】**

【資料 A-2-1】 令和 5 年度 学生による教育支援活動一覧

【資料 A-2-2】 令和 5 年度 公開講座一覧

【資料 A-2-3】 令和 5 年度 ボランティア活動一覧

【資料 A-2-4】 本学の活動掲載報道一覧

【資料 A-2-5】 令和 5 年度 審議委員等一覧



### **【基準 A の自己評価】**

地域との連携は、稚内市との協働に代表されるような本学のリソースを提供するだけでなく、学生が小中高校や各事業所でさまざまな経験をさせてもらうなど、大学と地域が相互に協力する活動をしており、さらなる連携強化が期待できる。

人的資源を社会に提供することに関しては、専門性が必要とされる各種審議会等への委員派遣や研修会・講習会への講師派遣についてできる限り要望に応じている。また、特に稚内市において ICT を中心として本学の提供し得る教養を市民に広く教授する機会を作っている点や、受託事業やボランティアという形態で学生も含め大学のリソースを社会に提供している点は評価できる。

物的資源を社会へ提供することに関しては、学内施設の利用や貸し出しを積極的に行う施策を行っている。図書館、大学講堂、体育館などの施設貸し出しなどについては、施設利用料や貸し出し条件などを明確に知らせるなどの広報を行った結果、一般市民から大学施設利用の問い合わせがくることも特別なことではなくなり、利用自体も増加しており、本学が市民に親しまれるきっかけとなっている点として評価できる。

## V. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学の目的は、「育英館大学学則(以下、学則という)」第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部並びに学科の設置が明記されている	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に修業年限を定めている	3-1
第 88 条	○	学則第 14 条で既修得単位の認定において明記されている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例については設けていない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、学則第 10 条において明記されている。	2-1
第 92 条	○	学則第 44 条(教職員組織)および組織に関する規程(教職員の職務)に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 45 条に教授会を明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 36 条に学位を明記している。	3-1
第 105 条	—	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	—	本学は、短期大学に該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に明記しており、認証評価は令和 6 年(2024 年)に受審予定である。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページの情報公開のサイトにより公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 44 条において事務職員、技術職員その他必要な職員を置くことを定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 14 条に明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 14 条及び募集要項に明記して選抜を行っている。	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則第 4 条及び第 3 章に修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項、学則第 3 条に部科及び課程、第 5 章及び第 30 条に教育課程及び授業日時数、学則第 32 条に学習の評価、学則第 3 条に収容定員、学則第 44 条に教職員組織、第 4 章に入学、退学、転学、休学、第 35 条に卒業、第 7 章に授業料、入学金その他の費用徴収、第 8 章に賞罰について明記している。また、第 9 号の寄宿舎については、該当施設がないため規定していない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿、成績原簿を作成し LMS(Learning Management System)を活用し学生への成績開示を行っている。学生が必要な証明書(卒業証明書・卒業見込み証明書・成績証明書)は学長名で発行している。健康診断結果については総務課学生担当で管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 53 条において学生の退学、停学及び訓告について明記している。	4-1
第 28 条	○	本学では、学校に関係のある法令や学則は、学校法人北辰学堂育英館大学規程集で定めており、その他帳簿は、事務局で保管している。	3-2
第 143 条	—	本学は代議員会を置いていない。	4-1
第 146 条	○	学則第 49 条に科目等履修生において明記している。なお、科目等履修生に関する規程においてその詳細を定めている。	3-1
第 147 条	—	本学では、早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 148 条	○	学則第 3 条において夜間主クラスを設置している。	3-1

育英館大学

第 149 条	—	本学では、早期卒業の特例を認めていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 10 条において入学資格を明記している。	2-1
第 151 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 152 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 153 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 154 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 14 条に短期大学卒業者の大学編入学について定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし。	2-1
第 163 条	—	学則第 6 条、第 7 条において定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書を交付する制度は設けていない。	3-1
第 164 条	—	履修証明制度は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に定め、「育英館大学 自己点検評価規程」にもとづき点検評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページの情報公開のサイトにより公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 61 条において明記している。	3-1
第 178 条	○	学則第 14 条において定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 14 条において定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に規定されている事項は最低基準であることを認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条の 2 において明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 11 条、および「育英館大学 入学者選抜規程」において規定し、入試部委員会により適切な体制を整え、公平かつ適切な方法で実施している。	2-1
第 3 条	○	教育研究上適切な規模であり、教員組織、教員数について大学設置基準を遵守し適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に明記している	1-2
第 5 条	—	学部に課程は設置していない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模ならびに授与する学位の種類および分野に応じ教員を配置している。教員の年構成が高めとなっているが、新規で採用する教員は年齢が若い教員を採用しており、年齢構成の偏りをなくすよう努めている	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3

育英館大学

第 8 条	○	主要授業科目については、原則専任の教員を配置しているが、一部の科目において助教、非常勤講師を配置している。主要授業科目以外の授業科目については、専任の教員を配置し、必要に応じて非常勤講師を配置している。講義形態に応じて教職員が授業の補助している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当する教員はいない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	育英館大学 FD・SD 推進委員会規程を定め、必要な研修の実施、外部の研修会へ参加している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	育英館大学 学長選考に関する規程に基づき適切に選任されている。	4-1
第 13 条	○	育英館大学 教育職員採用・昇格規程にもとづき採用・昇格を行っている。	3-2 4-2
第 14 条	○	育英館大学 教育職員採用・昇格規程にもとづき採用・昇格を行っている。	3-2 4-2
第 15 条	○	育英館大学 教育職員採用・昇格規程にもとづき採用・昇格を行っている。	3-2 4-2
第 16 条	○	育英館大学 教育職員採用・昇格規程にもとづき採用・昇格を行っている。	3-2 4-2
第 17 条	—	現在、助手はいない。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に明記している。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき、適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は設置していない。	3-2
第 20 条	○	授業科目の必修・選択区分は学則別表 1 および学園生活ハンドブックに明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 30 条に授業科目の単位について明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 24 条に授業期間について明記している。	3-2
第 23 条	○	授業計画(シラバス)に各授業科目の授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し講義・演習・実習毎に適正な学生数で行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 22 条の 2 に明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	多様なメディアを活用した授業として、遠隔会議システムの zoom や LMS(Learning Management System)を組み合わせ実施している。	3-1
第 26 条	○	夜間主クラス在籍者はいるが、履修科目が昼間開講科目と卒業研究のみのため、夜間に開講している科目はない。	3-2
第 27 条	○	学則第 26 条に明記し、詳細については、授業計画(シラバス)に記載している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 25 条に明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設置していない。	3-1
第 28 条	○	学則第 27 条に明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 28 条に明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 29 条に明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 5 条に明記している。	3-2
第 31 条	○	学則第 49 条に科目等履修生において明記している。なお、科目等履修生に関する規程においてその詳細を定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 35 条に明記している。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していない。	3-1

育英館大学

第 34 条	○	校地について、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	稚内、京都双方のキャンパスに体育館を有し、稚内本校では、運動を主とし、京都キャンパスでは主にドローンの練習場として活用している。	2-5
第 36 条	○	組織及び規模に応じた設備を備えた校舎等の施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館は資料を備え、基準に則り、職員を配置し設備を備えている。	2-5
第 39 条	○	該当なし	2-5
第 39 条の 2	○	該当なし	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	稚内本校、京都キャンパスともに必要な施設及び設備を備えている	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、それぞれの教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を設けていない。	3-2
第 42 条	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	2-5
第 43 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	3-2
第 44 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	3-1
第 45 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	3-1
第 46 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	2-5
第 48 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	2-5
第 49 条	—	該当なし(共同教育課程は実施していない)	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部の教育課程を編成していない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部の教育課程を編成していない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部の教育課程を編成していない。	4-2
第 58 条	—	該当なし(外国に学部・学科その他の組織を設置していない)	1-2
第 59 条	—	該当なし(大学院大学を設置していない)	2-5
第 61 条	—	該当なし(新たな大学等を設置しない)	2-5 3-2 4-2

育英館大学

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	育英館大学 学位規程第2条, 第3条に明記している。	3-1
第10条	○	育英館大学 学位規程第2条に明記している。	3-1
第10条の2	○	該当なし(共同教育課程は実施していない)	3-1
第13条	○	学則及び学位規程により定めており、改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	育英館大学ガバナンス・コードを制定し、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るようにしている。	5-1
第26条の2	○	学校法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1
第33条の2	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第44条で明記し、ホームページで公開している。	5-1
第35条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第5条で明記している。	5-2 5-3
第35条の2	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第3章で明記している。	5-2 5-3
第36条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第11条で明記している。	5-2
第37条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第7条の2および第13条、第14条、第15条で明記している。	5-2 5-3
第38条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第6条、第7条で明記している。	5-2
第39条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第7条で明記している。	5-2
第40条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第9条で明記している。	5-2
第41条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第19条で明記している。	5-3
第42条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第21条で明記している。	5-3
第43条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第2条で明記している。	5-3
第44条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第23条で明記している。	5-3
第44条の2	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第46条、第47条で明記している。	5-2 5-3
第44条の3	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第46条で明記している。	5-2 5-3
第44条の4	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第46条で明記している。	5-2 5-3
第44条の5	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第46条、第47条で明記している。	5-2 5-3
第45条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第43条で明記している。	5-1
第45条の2	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第32条で明記している。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第34条で明記している。	5-3
第47条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第35条で明記している。	5-1
第48条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第37条で明記している。	5-2 5-3
第49条	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第39条で明記している。	5-1
第63条の2	○	学校法人 北辰学堂 寄附行為第36条で明記している。	5-1

## 学校教育法(大学院関係)※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

## 学校教育法施行規則(大学院関係)※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

## 大学院設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1

育英館大学

第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2



## 専門職大学院設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2

育英館大学

第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係)※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VI. エビデンス集一覧

## エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長人、学長人等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	「該当なし」
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	「該当なし」
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	「該当なし」
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	「該当なし」
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	「該当なし」
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集(資料編)一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料人及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為(紙媒体)	
	学校法人北辰学堂 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	学校法人北辰学堂 育英館大学<稚内本校・京都キャンパス> CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
	育英館大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	選抜実施要項 2025	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学園生活ハンドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和5年度 学校法人北辰学堂 経営改善計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5(2023)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ及びキャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)	
	学校法人北辰学堂 育英館大学 規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの人簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催 状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	令和5(2023)年度 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間)	
	学校法人北辰学堂 計算書類 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	学園生活ハンドブック「履修の手引き」及びシラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッ ション・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	○○○○○○	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	平成29年度度認証評価結果に対する改善報告書(令和2年7 月28日提出)	

## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	育英館大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	3つのポリシー一覧 <a href="https://www.ikueikan.ac.jp/introduction/philosophy/">https://www.ikueikan.ac.jp/introduction/philosophy/</a>	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-3】	数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)令和6年度申請書	
【資料 1-1-4】	北海道半導体人材育成等推進協議会構成機関一覧	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	本学の活動掲載報道一覧	
【資料 1-2-2】	令和5年度 育英館大学事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-3】	カリキュラムフロー図	
【資料 1-2-4】	育英館大学 組織機構図	
【資料 1-2-5】	包括連携協定先一覧	

## 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	選抜実施要項 2025	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	アセスメントプラン	
【資料 2-1-3】	高等学校との包括連携協定書	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教学改善事例 <a href="https://www.ikueikan.ac.jp/image2011/pdf/suugaku_ir_2023.pdf">https://www.ikueikan.ac.jp/image2011/pdf/suugaku_ir_2023.pdf</a>	
【資料 2-2-2】	学生相談室案内	
【資料 2-2-3】	育英館大学障害学生支援基本指針	
【資料 2-2-4】	令和5年度自己点検評価書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア支援室規程	
【資料 2-3-2】	令和5(2023)年度 キャリア支援ガイダンス一覧	
【資料 2-3-3】	「インターンシップ実習」実施状況(令和2~5年度)	
【資料 2-3-4】	キャリア支援室利用状況	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	育英館大学 学生部委員会規程	
【資料 2-4-2】	学園生活ハンドブック	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	育英館大学 特待生規程	
【資料 2-4-4】	育英館大学 学納金減免規程	
【資料 2-4-5】	稚内市大学育英金支給制度のご案内	
【資料 2-4-6】	稚内市大学修学資金貸付制度のご案内	
【資料 2-4-7】	育英館大学おすすめマンション(大学案内 P27)	【資料 F-2】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	情報機器等整備一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学事日程	
【資料 2-6-2】	令和5年度自己点検評価書	【資料 2-2-4】と同じ

## 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-2】	保護者ガイダンス説明資料	
【資料 3-1-3】	「生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針」 (教職員対象)添付ファイル	
【資料 3-1-4】	「生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針」(学生対象 添付ファイル	
【資料 3-1-5】	2023 年度第 14 回教授会議事録抜粋	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-2】	カリキュラム表	
【資料 3-2-3】	教学改善事例 <a href="https://www.ikueikan.ac.jp/image2011/pdf/suugaku_ir_2023.pdf">https://www.ikueikan.ac.jp/image2011/pdf/ suugaku_ir_2023.pdf</a>	【資料 2-2-1】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメントプラン	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 3-3-2】	令和 5 年度自己点検評価書	【資料 2-2-4】と同じ

## 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	育英館大学 教授会規程	
【資料 4-1-2】	育英館大学の組織に関する規程・育英館大学事務処理規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	育英館大学 教育職員採用・昇格規程	
【資料 4-2-2】	育英館大学 FD・SD 推進委員会規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	育英館大学 FD・SD 推進委員会規程	【資料 4-2-2】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	地域創造支援センター規程	
【資料 4-4-2】	公的研究費補助金取扱に関する規程	
【資料 4-4-3】	育英館大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に 関する規程	
【資料 4-4-4】	個人研究費規程	
【資料 4-4-5】	個人研究費取扱要領	
【資料 4-4-6】	受託事業規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人北辰学堂 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	育英館大学 コンプライアンス推進規程	
【資料 5-1-3】	学校法人北辰学堂 公益通報に関する規程	
【資料 5-1-4】	学校法人北辰学堂 ハラスメント防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-5】	学校法人北辰学堂 ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-6】	育英館大学 個人情報保護規程	
【資料 5-1-7】	育英館大学 FD・SD 推進委員会規程	【資料 4-2-2】と同じ
【資料 5-1-8】	育英館大学 危機管理規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人北辰学堂 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人北辰学堂 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人北辰学堂 内部監査実施規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5 年度 学校法人北辰学堂 経営改善計画	【資料 F-6】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人北辰学堂 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人北辰学堂 事務決済規程	
【資料 5-5-3】	学校法人北辰学堂 内部監査実施規程	【資料 5-3-2】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証に関する全学的な方針	
【資料 6-1-2】	育英館大学 自己点検評価に関する規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 5 年度 育英館大学事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-2-2】	令和 5 年度 育英館大学自己点検評価書	【資料 2-2-4】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	育英館大学 自己点検評価に関する規程	【資料 6-1-2】と同じ

基準 A. 地域連携及び地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
A-1. 地域との連携関係の構築		
【資料 A-1-1】	包括連携協定先一覧	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 A-1-2】	令和 5 年度(2023 年度)宗谷総合振興局若手職員の早期育成プログラム「キャリアナビ」の講師派遣について	
【資料 A-1-3】	令和 5 年度 宗谷地域づくり連携会議出席者名簿	
【資料 A-1-4】	高等学校との包括連携協定書	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 A-1-5】	育英館大学後援会会員名簿	
【資料 A-1-6】	育英館大学後援会会報	
A-2. 大学が有している物的・人的資源の地域社会への提供		
【資料 A-2-1】	令和 5(2023)年度 学生による教育支援活動一覧	
【資料 A-2-2】	令和 5(2023)年度 公開講座一覧	
【資料 A-2-3】	令和 5(2023)年度 ボランティア活動一覧	
【資料 A-2-4】	本学の活動掲載報道一覧	
【資料 A-2-5】	令和 5(2023)年度 審議委員等一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。